

子ども・子育て会議基準検討部会（第2回） 議事次第

日 時：平成25年6月28日（金）9:30～12:30
場 所：弘済会館 4階 萩会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (2) 小規模保育事業について
- (3) 確認制度について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業について
- (5) その他

3. 閉 会

[配付資料]

| | |
|------|----------------------|
| 資料1 | 幼保連携型認定こども園の認可基準について |
| 資料2 | 小規模保育事業について |
| 資料3 | 確認制度について |
| 資料4 | 地域子ども・子育て支援事業について |
| 参考資料 | 委員提出資料 |

○無藤隆部会長 それでは、定刻になりましたので、第2回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員及び専門委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田浩志参事官 おはようございます。

それでは、委員並びに専門委員の御出欠の状況について御報告申し上げます。

本日、奥山千鶴子委員、尾崎正直委員、高尾剛正委員におかれましては所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、子育てひろば全国連絡協議会理事の松田妙子様、高知県理事・東京事務所長の味元毅様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原清明様に御出席をいただいております。

また、小室委員はまだお見えでございませぬけれども、ご出席予定ということで御連絡をいただいております。

以上、委員・専門委員のご出席が過半数でございますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載してございますけれども、資料1～4及び参考資料をお配りしてございます。御確認いただければと思います。

また、机上に、全国私立保育園連盟の橘原委員よりお申し出いただきまして、同連盟がまとめられました提言書をお配り申し上げますので、ご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。

今日の予定ですけれども、「幼保連携型認定こども園の認可基準について」事務局から10分程度御説明いただき、その後30分程度で御議論をお願いいたします。

続きまして、「小規模保育事業について」事務局より10分程度で御説明いただきますが、その後30分程度での御議論をお願いいたします。

続いて、「確認制度について」事務局から10分程度で説明していただき、その後20分程度で御議論をお願いいたします。

最後、4番目ですが「地域子ども・子育て支援事業について」事務局から10分程度で御説明いただき、その後30分程度で御議論をお願いしたいと思います。

ということで、いささか盛りだくさんです。何とか12時を目途にと思っておりますので、ぜひ今日もまた御協力をお願いいたします。

また、既にお座りいただいておりますが、席替えもありましたので、私から漏れがないように挙手、指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、「幼保連携型認定こども園の認可基準について」事務局から御説明をお願いいたします。

○蝦名喜之幼児教育課長 それでは、お手元、資料1「幼保連携型認定こども園の認可基

準について」の資料をご覧くださいと思います。

2 ページ「I 総論」でございます。

認定こども園の認可基準については、基本的な考え方がこのようなことでよろしいかということで提案させていただいておりますが、一つには、学校かつ児童福祉施設である「単一の施設」としてふさわしい「単一の基準」をこれから考えていただきたいということでございます。

その際、質の確保という観点から現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎としつつ、以下のような方針で検討してはどうかということで、一つには、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐということ。

いずれかのみに適用のある事項については、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑みて、両者の実務に支障のない形で基準としてはどうかということ。

3 点目として、いずれにも定めがない事項については、現在の認定こども園の基準を参考としながら、さらに基準として追加すべき内容を整理するということがかということでございます。

このような考え方については、実際、これから幼保連携型認定こども園の設置ということ考えた場合には、何もないところから、一から設置をするということもありましょうし、今、幼稚園、保育所が既にあると、既存の施設をベースにして認定こども園になるというケースもありましょうし、既に現行制度のもとで認定こども園の認定を受けているところが新制度の下ではみなされるということになりますけれども、そういった施設の基準をどう考えるかという、大きく3つのパターンがあるかと思いますが、今ほど申し上げたものというのは基本的に新しくつくる場合、そもそも幼保連携型認定こども園としてどういった基準を求めるのがふさわしいのかということについての考え方になります。

3 ページ目「2. 既存施設からの移行の特例及び弾力的な取扱いの検討方針」とありますが、今ほど申し上げたように、認定こども園がつけられるという場合には、既存の施設から幼稚園や保育所などをベースにして新しい幼保連携型認定こども園ができるというパターンがかなり多いだろうと思っておりますけれども、こうしたケースについては、3 ページの一番上の○に、先ほど申し上げたような質の確保のための原則にあわせて、既存施設から新しい認定こども園への円滑な移行の確保の要請とのバランスにも留意をする必要がこういったパターンの場合はあるだろう。原則として、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に一定の特例が設けられてございますが、こうした特例を下回らない移行の特例を考えていく必要があるのではないかとお示ししてございます。

また、既存施設の移行あるいは全く新しく設置をする場合のいずれにも共通しますけれども、現在の基準でも何々とすると言いながら、ただし、特段の事情がある場合はこれによらないことができるといったような形で、認可権者の弾力的な取り扱いが行われる、それが必要となる、可能となっているような事項がございます。そういった点については、例えば子どもの安全や教育・保育上の機能・効用が確保されると一般に認められるような

代替的な措置など、留意事項あるいは運用方針というものを具体的に示すということもあわせて御検討いただければと考えております。

こうした基準のありようについては、現在、経営実態調査の結果を分析してございます。できるだけ早くお示しできるようにと考えておりますが、そういった結果なども活用しながら、合理的な内容となるようにしていく必要があるのではないかと。

一方で、特に保育所については、現在、構造改革特区で一定の特例措置が設けられているようなものがございます。そういった現在の特区の対象となっているような事項については、新しい幼保連携型認定こども園の取り扱いも、そうした面での検討も横目で見ながら検討していく必要があるのではないかとということでございます。

「3. 留意事項」。幾つかお示ししてございますが、1つ目は、先ほど3つのパターンがあるのではと申し上げた3つ目のパターンで、現在、幼保連携型認定こども園が既に認定されている場合には、新しい制度がスタートしますれば、法律上は新しい幼保連携型認定こども園の認可を受けたとみなされるということになります。こういったものについては、新しい基準、これから御議論いただきますが、その内容に適合するように努めることを前提としながら、認可基準において、現在、現行の幼保連携型認定こども園の基準によるということを経過的に認めるという措置もあわせて検討する必要があるのではないかとということをお示ししています。

職員資格については、基準の中というよりも、法律上、保育教諭という職を新しく設け、その資格要件については法律で定められており、これにまつわる経過措置も法律で整理されてございますので、今回、この基準の中の議論としては取り扱いいただかないということによろしいのではないかと。

また、教育・保育の内容については、認可基準のこの場での議論とは別に、主務大臣が定めるということが法律上定められてございます。現在、中央教育審議会と社会保障審議会の合同会議で、この教育・保育の専門的な内容については御検討を開始していただいております。適宜、この会議でも報告をさせていただければと思いますけれども、この点については、こちらにお譲りをいただくということではいかかかと思っております。

4ページは、今ほど申し上げた設置パターン別の基準適用イメージということで、新設、既存施設からの移行。今、まさに幼保連携であるところの基準をどうするかということについて整理してございますので、ご覧いただければと思います。

その上で、5ページ以降「Ⅱ 個別論点」をお示ししてございます。

冒頭でございますように、個別論点ごとに、全く新しくつくるということを想定して「検討の視点」というものを整理してございます。

全く新しくつくるほかに、既存の施設からの移行なども設置のパターンとしてはございますけれども、それらにつきましては、経営実態調査の結果なども踏まえて、次回以降に御提案させていただき、御検討いただければと考えてございます。

ここから個別の論点でございますのは、基本的に全く新設をするもの、まっさらな幼保

連携型認定こども園として、こういったことを求めるかということでございます。

5 ページから「1. 学級編制・職員」の最初の「(1) 学級編制」のところでございます。

幼稚園は学級編制が前提で、保育所については規定がございませんが、現在の認定こども園は学級編制を共通に関する共通時間については行うということになってますので、検討の視点としては、学校としての性格を踏まえて、3歳以上の幼児の教育課程に係る時間は幼稚園と同様、学級を編制するということがかということを御提案してございます。

また、「(2) 園長等の資格」については、幼稚園については、ここにございますような一定の要件がございます。保育所については、基準として規定はございませんが、運営費の基準において、ここにございますような内容が定められてございます。

それとは別に、認定こども園の現在の基準として、幼稚園・保育所の基準を満たすことに加えて、教育・保育と子育て支援を提供するということを総合的に発揮するような管理・運営能力を求めているところでございます。

検討の視点としては、こういった認定こども園としての固有の能力要件を定める必要があるのではないか。その上で、現在の幼稚園と保育所の取り扱いを参照して、例えば教諭免許または保育士の資格を有し、一定の経験がある方、あるいは同等の資質を有する方を園長の資格と考えてはいかがかと御議論いただければと思います。

6 ページ「(3) その他の職員の配置」でございます。

幼稚園については、教頭が原則必置であり、そのほか、ここに書いてあるような基準となつてございます。保育所については、嘱託医、調理員の必置、調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要となつてございます。認定こども園固有のものは、この分野ではございませんが、検討の視点としては、教育・保育と子育て支援の統括業務を支える、園長を支える観点から、これを補佐する副園長または教頭を置くように努めるというようなことで考えてみてはいかがかというような御提案をさせていただいてございます。

それ以外の職員については、基本的に法律のレベルで置くことが望ましいといったような職員等々について整理されてございますので、このような取り扱いでいかがかと考えてございます。

7 ページ「(4) 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い」。

幼稚園は、教諭の職は常勤が前提で、ただし、講師は常時勤務に服さないことができるかとございます。

保育所については、保育士は常勤であることが原則であり、望ましいということとありますけれども、常勤に換算して、基本的に核となる常勤の保育士の存在を前提に、常勤に換算して短時間(非常勤)の保育士を充てるということも可能になってございます。

検討の視点としては、保育教諭の常勤・非常勤の扱いは幼稚園と同様にしてはどうか。その際、未満児の対応については、保育所の取り扱いを踏まえるかどうかという点につい

て御検討をいただければと考えてございます。

「（５）職員配置基準（学級編制基準）」についての現在の幼稚園・保育所の基準は、以下のとおりでございます。

現行の認定こども園については、短時間利用児、いわば標準的な教育時間の教育を受ける子どもという意味ですが、これについては幼稚園と同じ。長時間利用児というのは、保育に欠ける子どもということでございますが、これについては保育所と同じというのが現在の認定こども園の基準でございます。これらをご覧いただきながら、あるべき基準について御議論いただければと思いますが、この点については、給付などの公定価格の議論と密接に関連してございますので、それらの議論の進捗とあわせて御検討いただく必要があるだろうと考えてございます。

８ページからは「２．設備」でございます。

保育室等の設置ということで、幼稚園、保育所、それぞれこのような規定になってございます。検討の視点としては、満２歳以上の園児を受け入れる場合については、保育室、遊戯室を必置としてはどうか。ただし、特別な事情がある場合については、これを兼用可としてはどうか。

また、２歳未満児については、保育所と同様、乳児室または保育室を必置という扱いにしてはどうか。

それ以外のさまざまな部屋等については、ここに整理しているような方向で考えてはいかかかと提案してございます。

９ページ「（２）園舎・保育室等の面積」ということで、幼稚園は学級編制が前提でございますので、学級数に応じて、園舎全体の面積基準を規定してございます。

保育所については、一方、居室の種類に応じて、１人当たりの面積基準を規定しているということで、現在の認定こども園の基準としては、園舎の面積は幼稚園の基準と同じで、個別の部屋の面積については保育所の基準を活用しているということでございます。

基本的に検討の視点としては、現在の認定こども園の基準と同様に、満３歳以上児については、幼稚園の基準による面積、ただし、個別の居室の面積については保育所の基準とするといったようなこと。未満児については、保育所の基準による面積ということとしてはいかかか。これらを合計した面積を基準の面積としてはどうかということをご提案いたします。

１０ページは「（３）保育室等の設置階」でございます。

幼稚園については、園舎は２階建て以下が原則。特別な事情がある場合は３階以上も可とし、２階以上とする場合、保育室、遊戯室等は１階に設置することを原則とし、ただし、園舎が耐火建築物、退避上必要な施設がある場合には２階に設置可となっております。

保育所については、３階以上のいずれの室についても設置が可能となっておりますが、これらを２階以上に置く場合には、建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火基準を満たすということが必要となっております。規制改革の議論の中で、少しこれについての緩和が

求められているということもございます。

検討の視点としては、園舎の階数については、幼稚園と同様とすることを原則としてはどうか。

保育室等の設置階については、保育所と同様に、一定の耐火・防火の上乗せ基準を満たす場合に限って、2階以上でも可としてはどうかということもございますが、この点については、現在、経営実態調査の分析を行っておりますけれども、実際として現在の幼稚園・保育所あるいは認定こども園がどうなっているかということも手掛かりにしながら御議論いただくのがよいかと考えてございます。このような点を検討の視点として掲げさせていただいております。

11ページ「(4) 運動場等の設置」でございます。

幼稚園については、運動場は必置となっており、同一または隣接地に置くことを原則としております。また、屋上を運動場とすることは不可とされております。

保育所についても、屋外遊技場は原則設置としつつ、付近の公園等の適当な場所への代替が可能になってございます。

また、必ずしも隣接する必要は一定の条件のもとでないという扱いになってございますし、一定の条件のもと、屋上を遊技場とすることも可となっております。

現在の認定こども園の基準は、屋外遊技場は原則必置しつつ、付近の適当な場所への代替が一定の要件のもとで可能になっているということもございます。

検討の視点としては、高いほうを目指すという観点から、幼稚園と同様、運動場を必置とし、園舎と同一または隣接の位置とすることを原則としながら、一方で、例外的な取り扱いや屋上の取り扱いということについては、これも経営実態調査の結果等も踏まえながら、代替の可能性、その場合の望ましいあり方等について御検討いただいております。

12ページ「(5) 運動場の面積」であります。

先ほどの居室の面積と同様に、学級数に応じた面積と1人当たりの面積がそれぞれ定められておりますので、それぞれの高いほうとなるような面積基準を設定してはいかがかと思っております。

13ページ「(6) 調理室の設置」です。

幼稚園は努めるということですが、保育所は調理室が必置となっております。ただし、3歳以上で外部搬入を実施する場合には、一定の緩和がなされてございます。

認定こども園については、保育所の基準と同じ扱いになってございます。

検討の視点としては、保育所と同様、調理室を必置とし、3歳以上の幼児について外部搬入を実施する場合には、一定の要件で緩和することとしてはどうかということ。

また、外部搬入を実施する場合の調理室や設備などについては、現在、こういった形で整備をされているかといった実態でありますとか、食品衛生に関連する規制なども踏まえて、例えば配食数が極めて少ないなどの事情がある場合の措置も含めて、望ましいやり方

を御検討いただければと考えています。

14ページからは「3. 運営」に関する事項、細かい点も含めてお示ししてございます。

(1)の平等取り扱い等については、保育所に関するルールとして極めて詳細に定められてございます。

検討の視点としては、保育所と同様にする方向でいかがかと考えてございます。

15ページ「(2) 教育時間・保育時間等」。

幼稚園については、1日の教育課程に係る教育時間は4時間。毎学年の週数は39週数を下らない。

一方、保育所については、基準として現在ございますのは、1日の保育時間が原則8時間というものでございます。それ以外に運営費の積算において、1年間の開所日数について、あるいは1日の開所時間が原則11時間とするというあたりは、運営費の積算において、このようなことを前提としているということでございます。

検討の視点としては、1日の教育の時間、毎学年の教育の週数等については幼稚園と同様でいかがか。1日の開園時間でありますとか保育時間については、保育所の取り扱いと同様ということでもよろしいかというような御提案をさせていただいております。

16ページ「(3) 食事の提供」であります。

幼稚園については、規定はございません。

保育所については、自園調理が原則でございますが、3歳以上児については、一定の要件を満たす場合には外部搬入ができるということになってございます。また、3歳未満児の給食の外部搬入については、公立の保育所について、構造改革特区の認定を受けた場合にのみ実施可能というのが現在の取り扱い。構造改革特区の取り組みのさなかであるということでございます。

検討の視点としては、保育を必要とする園児については、保育所と同様とする方向でどうかというようなことを御提案させていただいておりますので、御議論いただければと思います。

17ページは、園児、幼児に関するさまざまな記録等でございます。

ここに書いてございますように、幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれに必要な記録についての基準、ないし、その取り扱いが定められてございます。検討の視点としては、幼保連携型認定こども園の園児要録といったようなものや出席簿といったようなものを策定するという事としてはいかがか。ただし、例えば何歳児から作成対象にするかといったような対象園児の範囲については、さらに検討が必要ではないかと考えてございます。また、こういったものは、進学に際して、進学先に送付するといったようなことでよろしいか等の取り扱いについても御検討いただければと思います。

18ページ「(5) 研修等(法律事項以外)」 「(6) 職員会議・評議員」等についてでございます。

ここにあるように、現在の幼稚園、保育所、認定こども園の取り扱いを参酌した内容で

よろしいかどうかということでございます。

19ページ「運営状況評価（法律事項以外）」ということで、幼稚園におきましては、自己評価、その結果の公表が義務となっております。また、自己評価を踏まえた学校の関係者の評価を行うことや、その公表が努力義務とされてございます。

一方、保育所は自己評価・結果公表は努力義務となっており第三者評価事業とその受審が推進されているという状況でございます。これについて、より水準の高いほうを目指すということからすれば、自己評価と結果公表については義務を課すということではいかがかと。ただ、その場合のガイドラインなども作成をするということではいかがかと考えてございます。

関係者評価や第三者評価のいずれかの実施と、その結果公表を努力義務とすることではいかがかという御提案をさせていただいております。

「（８）苦情解決」について、保育所についてのみ現在基準がございますが、こういった保育所の取り扱いを踏襲するというところでよろしいかどうかということです。

20ページ「（10）保健安全関係（健康診断）」については幼保の取り扱いが異なっております。幼稚園では、通常年1回、6月30日までにととなっております。一方、保育所は少なくとも1年に2回という扱いとなっており、保育所のほうがより頻度が高いということでございます。今回、子どもの保健安全に係る事項として保育所に合わせてはどうかという御提案をさせていただいております。御議論いただければと思います。

保健安全衛生については、今回、学校保健安全法が幼保連携型認定こども園に適用されますので、臨時休業や出席停止ということができるということになっておりますけれども、保育を必要とする子どもが在籍していることに伴う具体の配慮事項などをぜひ御検討いただければと考えてございます。

21ページ「（12）子育て支援（法律事項以外）」については、認定こども園の固有の基準として、ここについての基準が現行もございます。現行の認定こども園について定めているような基準を新しい幼保連携型認定こども園についても求めるということではいかがかという御提案をさせていただいております。

資料1につきましたの御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思いますので、挙手をお願いいたします。どなたからでもよろしく願いいたします。

では、古渡委員から。

○古渡一秀委員 おはようございます。全国認定こども園協会の副代表の古渡です。

協会として、4点ほど確認並びにお願い等がありますので、お話ししたいと思います。

最初に「Ⅰ 総論」ですけれども、認定こども園法が成立して全国の認定こども園等を今までいろいろ見てきた結果の一つの話としてお話ししますと、新幼保連携型認定こども園としてのミッションは何か。例えば今の現行法の認定こども園もそうですけれども、教

育・保育を一体、もちろん、それはそのとおりです。では、子育て支援が必須だよという観点で考えますと、非常にここがあいまいな点が多いなど。要は、施設としての子育て支援であり、かつ、そこが地域のための子育て支援と変わっていくと思うのですけれども、認定こども園そのものの本当の意味でのミッションが非常に法律的に見えづらい部分があるというのが一つあります。

それは、今お話ししましたように、必須というのが在園時の子どもの保護者の子育て支援なのか、もちろん地域の自分のところでやる子育て支援はあるのですけれども、実際、保護者そのものの子育て支援というのはかなり必須だと考えています。それができて初めて地域のいろんな子育て支援ができるのではないかと考えておりますので、そういう意味では、最初に、全国的に認定こども園がふえる以上は、子ども・子育て支援の意味づけをきちっとしないと非常にあいまいになるのではないかと考えております。

2点目ですけれども、「Ⅱ 個別の論点」の5ページ、現在、幼保連携型認定こども園といいますのは、新幼保連携型もそうですけれども、1号認定、2号認定、3号認定という形になり、また、例えば3歳以上はクラス単位という発想になりますけれども、今度の新しい基準の中で2歳児と3歳児をどうするのだろうか。要は両方あった場合に3号認定のお子さんと、満3歳の入園とかあると思うのですけれども、その兼ね合いをどうしたらいいのだろうかというのが疑問になっております。

飛びます。19ページ、運営状況評価でございます。今、最初に総論でお話ししましたように、認定こども園の固有の事情から、実は自己評価とか評価というのは非常に大事になってくると考えています。そういう意味では、先ほどお話ししましたように、認定こども園そのもののミッションを明確にすることで、運営に関する評価はきちんと出てくるのではないかと考えています。

そういう意味では、先ほどお話ししましたように、教育と保育が一体、もちろん、それは大事なことですけれども、そして、今の必須となる子育て支援という部分をどういうように評価の観点に入れていくかはかなり大きいのではないかと考えています。

最後に、21ページ、検討の視点、現行の認定こども園と同様でよいかという観点でお話ししますと、現行の認定こども園法の中では、今お話ししたような観点が現場的には非常にずれが大きいと考えています。

そういう意味では、もちろん、現行と同様でいいのですけれども、さらなる評価とか基準を明確にしたほうが、これから全国にたくさんできてくる認定こども園の柱になってくると思いますので、その辺の御検討をお願いしたいと思いました。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、次、吉田委員、お願いします。

○吉田大樹委員 吉田です。

2点ほど挙げさせていただきます。

一つは、学級編制のところですが、もちろん幼稚園の教育課程に沿う部分というのはとても重要だと思います。その一方で、今、保育園などで、異年齢教育で交流させている保育所などもありますので、そういったところのいいところはしっかりと受け継げるようにしていただきたい。そこを妨げない範囲で、もちろん教育課程も当然しっかりとやらないといけないというのは前提かもしれないですが、しっかりと縦横の関係をつくっていくというのを小さいころからできるといいなと思います。

もう一点、これは調理室と食事の提供に関連して、外部搬入については、東京だとか都市部は致し方ない部分があると思いますが、その際、やはり受け手、保育所側で食事に関してコントロールできる人がいないという状態にならないように、これは栄養士、もしくはそれに該当する方、その後も研修のことを書いていますけれども、しっかりと研修できるような仕組みで担保していくことが一つ大事ではないかと思います。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

学級編制で幼稚園、学年というか年齢ですが、これは実際の保育として異年齢をいろいろな形で工夫することを別に妨げてはないということを念のため申し上げておきます。

その次、秋田委員、どうぞ。

○秋田喜代美委員 本日の御提案の中で、まず、基本的考え方として、新たな幼保連携型認定こども園については、異なる事項について高い水準を引き継ぐというスタンスは、極めて子どものための質の向上という意味で極めて評価できる点であると考えてございます。その場合に、御提案いただいたものの個別論点が本当にそうなっているのかというところを吟味したときに、何点か指摘させていただきたいと思っております。

まず、学級編制、職員につきましては、学級編制というのは教育において小中高も学級編制の基準というのは、教育を行っていく上で鍵になることとございますので、小学校以上でも当然縦割りも教育ではなされたり、柔軟にはなされるのですが、学級編制という考え方を入れるということは極めて重要であると思います。

次に、園長等の資格でございますが、先ほど御説明がありましたように、新たな認定こども園では、保育教諭という職名をつくり、免許や資格の併有を推進しているわけです。にもかかわらず、その施設長は片方どちらかの免許や資格でいいということが本当に長期的に見たときに、これからの施設マネジメントの供用としていいのかということをお考えますと、現実がどうかというより、今回、より高いあるべき理想を述べるならば、やはり当面の間は、資格を取りやすくするというようなことをして園長には両方の知識を持ってもらって施設運営をしてもらう。これがどちらかの免許や資格でいいというのは、今後を考えたときにどうしても譲れないところであると私自身は考えてございます。

また、職員配置基準という7ページのところでございますが、こうしたことが公定価格や経営実態調査に基づいて今後議論されるということですが、もう一方で考えていただきたいのは、国際的な動向を考えたときに、日本の職員配置というのは、3歳以上は

OECD諸国で最悪、学級定数が一番大きい状況に現在あるわけでございまして、35人というのは最も多いわけです。

これは当然経費にかかわってくる問題ですけれども、本来であれば、4～5歳30人とか、3歳児20人というほうが質の高い基準になると思うのですけれども、ここで提案がなされていないのは、当然経費がかかるということによってであろうということは推測できます。しかし、先ほど認定こども園の協会からお話がありましたけれども、特に満3歳、3歳児の部分については、3号認定の子どもと前からいる1号認定の子どもが両方入ってきて、非常に保育等が4月時期も非常に困難であろうということを考えるならば、満3歳のところだけでも例えば30人とか、4～5歳も保育所は30人ですが、幼稚園が35人ということですから、小学校1年生も今少人数学級等を進めてきているということを考えると、経費のことはあるということは重々わかっていますが、この議論としましては、せめて3歳は30人と考えます。前の子ども・子育て新システムの議論のときにも出ていたことをございます。少なくとも、そのところは保持しつつ議論ができないのかと考える次第です。これが職員の問題です。

設備の問題に関しても、園舎、保育室等の面積に関しましても、現行、今さまざまな待機児童の問題があるということは重々承知しておりますが、新たな施設を考えるという場合には改善が必要と思います。これも国際比較でもデータが出されていますし、今回の私立保育園から、私立保育園連盟から出ている英原書の中でもいかに施設基準が低いということが書かれております。戦後、全く改定がなかったことを考えるならば、少なくともここに書かれている満3歳児について幼稚園の基準による面積、それから保育所の基準というものを下回ってはならないということと、運動場の必置というのは、子どもの体力を考えると必要であり、代替の場合も反復可能な繰り返し子どもがかかわれる身近な環境ということがどうしても教育上必要になってくるのではないかと考えてございます。

もう一点は、運営上のことで17ページになります。認定こども園の要録等の関係ですが、進学・就学に関し、こども要録の抄本、写しを就学先に送付する件ですが、保育要領合同検討会議で、今後、円滑な保幼小の連携、接続ということが議事の一つのトピック、重要な論点になっていることを考えるならば、これがその一つの大きな手掛かりになるという意味で、この部分についてはぜひとも実現していただきたいと考えます。

19ページの自己評価・結果公表の義務を課すというところについて、さらにガイドラインをつくるというところは、質の向上のために必要です。私は現在行われている幼稚園の評価も自己評価を行うことが本当に保育の質の向上をもたらしているのかというところに正直疑問を抱いております。

ホームページに情報を出すことのような単なる情報提供だけではなくて、質の向上のサイクルが回るという意味で、自己評価・結果公表の義務を課すと同時に、それが質の向上につながるサイクルというPDCAを重視していくという質のモニタリングという点をぜひとも考えて入れていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

職員配置基準のほうはそこに書いてあるとおり、給付等の公定価格の議論のところを改めて、おっしゃるような方向を目指して議論したいと思います。

では、清原委員、お願いいたします。

○清原慶子委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

資料1「幼保連携型認定こども園の認可基準について」の4ページに、設置パターン別の基準適用イメージが整理されています。すなわち、「施設の新設のパターン」、「既存施設からの移行のパターン」、そして、「現行の幼保連携型認定こども園からの移行のパターン」です。整理していただいたそれぞれに適切な基準の適用を考えると、第1点で申し上げたいのは、本日2ページに整理していただきました「基本的な考え方」が大変重要と考え、了承したいと思います。

すなわち「単一の施設」として「単一の基準」とすること、です。

○の2つ目には、高い水準を引き継ぐということ、です。

また、どちらかに適用のある場合は、両者の実務に支障のない形で引き継ぐということ。

そして3点目には、定めがない場合には、認定こども園の基準を参考として追加する。

この基本的な3点を支持したいと思います。

なお、都道府県及び市町村では、地域の実情に合わせられるということが重要であると、かねてよりそれぞれの委員が発言しておりますので、○の3つ目の「全国一律の担保を求めている事項は従うべき基準とするが、そうでない場合は参酌基準とする」といった整理は、極めて現場としては有効であると思います。なお、現場的には職員配置には人件費が伴いますので、○の4が言うまでもなく必要で、「公定価格の議論の進捗と合わせた整理」を期待しています。

さて、そこで具体的な基準の内容について、大きく4点ほど申し上げます。

まず、3ページの「2. 既存施設からの移行の特例及び弾力的な取扱いの検討方針」が定められていることは重要です。代替運動場や面積基準など、既存の保育所や幼稚園からの特例を下回らない移行の特例を認める方向性については、現時点で必要な対応と考えます。ただ、「経営実態調査の結果を踏まえて、可能な限り、教育・保育の質を確保するという方向で要件を明示していきたい」ということでございました。

先ほどの御説明では、この経営実態調査の結果がそろそろまとまるので、次回からはそれを踏まえて検討をということですが、大丈夫ですか。そのことについて、後ほど1点だけ確認させてください。

経過措置や特例を考慮しつつ、幼保連携型認定こども園を新設する際には、目指すべき最善の施設として、調理室や運動場、保育室の面積など一定の基準は満たすということが重要です。ここで配慮しなければいけないのは、とかく待機児童解消のためにということで、基準の緩和だけが有効策と誤解されないようにしなければいけない。移行の特例等は

重要ですが、ただ、緩和することが質の低下をもたらすかのようなことにならないように整理していくことが必要と考えます。

次に、個別の論点について、気づいた点を3点申し上げます。

1点目は、14ページ「3. 運営」の「(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等」についてです。

ここは保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様とする方向、すなわち、「厳しい方向に合わせる」ということが示されています。私は、やはり子ども本位ということから考えますと、これがまず優先順位が高い位置にあることと、厳しい基準に合わせるということを支持したいと思います。

次に、19ページ「(7) 運営状況評価(法律事項以外)」。

もうこれまでも何人かの委員の方が指摘されましたが、やはり、「自己評価の実施及び結果の公表を課すことに義務を課す」ということを支持します。もちろん自己評価のあり方、そして結果の公表の手法については、一定の例示が必要ですし、きちんと他の施設あるいは事業者と比較できるような共通項目も必要と考えます。

また、関係者評価や第三者評価も望ましいことであると思えますし、これまで保育園については、国が補助を出して第三者評価をしてきたという経過もあります。私としては、現時点では努力義務と課すことが最低限必要と思えます。

しかしながら、自己評価、第三者評価は一定の基準のもと、適切に行うことによって、先ほど秋田委員もおっしゃいましたが、質の向上を一貫して求めていく、そのための根拠とする取り扱いが必要であり、保護者にとっても関係者にとっても重要であります。

私から最後ですが、20ページ(10)の健康診断。これまで、幼稚園は通常1回だったけれども、保育所は少なくとも1年に2回なので、保育所に合わせてどうかという御提案がございました。私は、やはり子ども本位で考えるとき、健康管理は最優先だと思います。心身ともに健康管理です。体だけではなくて心も疲れますので、ぜひこれは厳しい基準にあわせていただくことで、職員にとっても生きがいを持って働きやすい職場としていただくという方向性を示していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○無藤隆部会長 御質問等は、後で事務局から答えられるものは答えていただきます。

宮下委員、先ほどから挙げていらっしゃったので、先に済みません。

○宮下ちづ子委員 ありがとうございます。まず、総論のところの基本的な考えについて、認定こども園の質を確保・向上させる観点から、保育所と幼稚園の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ、この案に大賛成でございます。

次に、3ページに経過措置というところがございますけれども、この経過措置はどれぐらいを経過措置と考えているのか、ある程度の年数を決めてと思えますけれども、このところを私どもに教えていただくとありがたいと思えます。

5ページ、認定こども園の園長の資格というところですがけれども、先ほどもお話が出ま

したが、教育と保育という意味を兼ねますと、やはりできることならば園長としての資格は、両方の免許状、資格を持っていることが大事なことだと思います。現状としてはなかなか難しい部分もあると思いますが、そのための研修、いろいろなものを企画した中でやっていければありがたいと思います。

6 ページ、その他の職員の配置ということですが、教頭についてですが、認定こども園といたすのは、先ほども言いましたように、教育と保育の両面を行うところであるということと考えますと、やはり教頭は必要である、必置であると思います。

7 ページ、1 クラスの人数は35人というところがありますけれども、子どもの豊かな育ち、いろいろな環境向上から考えますと、1 クラスの人数は30人以下にいただければと思います。

8 ページ、保育室等の設置のところで遊戯室のことが書かれてございますけれども、教育的な環境を保障する意味で、遊戯室は幼稚園と同様、必置とすべきではないかと考えます。

9 ページ、園舎、保育室等の面積は、3 歳以上については幼稚園の基準の面積、満 3 歳未満については保育所の基準による面積、これで賛成でございます。

11～12 ページ、運動場の設置。運動場は子どもの健やかな発達のためにはならない環境の一つであると考えています。したがって、認定こども園の運動場の敷地要件については、既存施設が移行する場合でも、幼稚園設置基準と同様、園舎と同一の敷地内または隣接する位置とすることが原則であると考えています。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

順番に行きますので、佐藤秀樹委員から。

○佐藤秀樹委員 (資料 1 幼保連携型認定こども園の認可基準について) 5 ページの論点にある学級編成について、前回は質問しましたが、幼稚園で適用されている学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則という、この原則を今回の認定部分にもぜひ適用すべきだと私は考えております。3 歳以上について、学級編制ができない子どもたちが入っていく仕組みとならないよう、そこのところを考慮していただければと思います。

7 ページ、短時間勤務の職員の扱いについてですが、現在、確かに保育園では、短時間保育士を常勤換算しているというのが十数年前からあります。今回の基準においては、ぜひ子どもの育ちを保障するために、短時間職員の常勤換算というのをやめるべきだと思っています。このことが現行の保育所の中で、保育士の処遇の低下につながっていると私自身は認識しています。

子どもたちよりも遅い時間に来て、お先に失礼しますという職員ではなく、しっかり子どもたちの育ちを保障できるような、できれば常勤の職員が子どもたちのそばにいるという体制がとれるべきだと思っています。

15 ページの教育時間・保育時間について質問です。現行、幼稚園には学期の区分、長期

休業日というのがありますが、ここについては再度確認ですが、いわゆる1号認定の満3歳以上の子どもの保育を必要としない子だけに適用するという理解でよろしいのかどうか、これは1点目の質問です。

2点目の質問は、次の保育所のところで運営費の積算と書いているのですが、このところに、1年の開所日数は日曜日、国民の祝休日を除いた日が原則とあります。これは子ども・子育て会議においてもお話ししたのですが、現在の私たちの運営費の積算というのは、1日8時間、月22日開所と理解しているのです。これが月曜日から土曜日まで、日曜、祝祭日を除いた日が原則11時間開所とも読めますので、運営費の積算に下線がついているところはどういうことを意味しているのかをお知らせいただければと思います。

16ページ、食事の提供については、現在、構造改革特区で行われている満3歳未満に対する給食の外部搬入を、構造改革特区における公立幼保連携型認定こども園等に認めるかどうかさらに検討と書かれていますが、私達は原則0、1、2歳児への食事というのは、その日、そのときの健康状態に応じて臨機応変に、そして適切に対応すべきものであり、まず自園調理が原則だと思っています。かねてより3歳未満の給食を外から持ってくるというのは反対しています。

確かに今、構造改革特区でそれを展開されているとは存じ上げておりますが、このこと自体が子どもの育ちを保障するとは考えられませんので、ぜひここは適用しないということの意見を述べさせていただきます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、菅家委員、順番にまいります。

○菅家功委員 総論的に申し上げたいと思います。

2ページに「基本的な考え方」が書かれているわけでありましてけれども、最初の○にありますとおり、今回の新しい制度の目玉といたしまししょうか、大きな論点というのは、「単一の施設」としての新たな幼保連携型認定こども園で「単一の基準」にするというところが大きなポイントだと思うわけでありまして。しかし、それ以降に書かれていることは、要するに現状の幼稚園・保育所・認定こども園の考え方に沿ったものにすぎないのではないかと感じております。つまり、幼稚園の制度あるいは保育所の制度、両方の制度を足し合わせるというのが今の制度でありますけれども、ここに書かれていることが「単一の施設」としてふさわしい「単一の基準」になっているかどうか、甚だ疑問だと思っております。

例で申し上げますと、7ページに「短時間勤務（非常勤）の職員の扱い」が書かれてまして、幼稚園の基準、保育所の基準があり、それぞれ今の基準を適用しますと書かれているわけです。3歳未満児と3歳以上次でなぜ職員の扱いの考え方が異なるのかということについて、これはどのように説明されるのでしょうか。おかしいと思います。

したがって、要するにここで書かれていることの多くは、今の幼稚園の制度、保育所の制度、それぞれの制度の考え方を新たな幼保連携型認定こども園についても適用しますと

いうことであり、そうであるならば、今の制度とどこが違うのでしょうかということになってしまうわけです。統合された基準、統合された施設としての性格をより考えていただきたいと思います。何よりも「基本的な考え方」の2点目の○に「質を確保し向上させる」と書かれていて、その一方で、以降に書かれていることは現行の制度の考え方そのものにすぎないと私は思っております、「基本的な考え方」の1点目と2点目の目標と、以降に実際に書かれていることに余りにもギャップがあり過ぎます。どこが統合され、どこが新しい「単一の基準」なのかということについて、もう少し事務局には考えていただきたいと思っています。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。今の点、非常に大事なところなので、さらに考えさせていただきたいと思います。

では、溜川委員、どうぞ。

○溜川良次委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

第一に、「高い水準を引き継ぐ」ということについて、実は各委員の皆様や政府の方々に誤解を恐れず申し上げさせていただきます。

何かといいますと、「単なる人数をふやすこと」と「回数をふやす」ということが「高い水準を引き継ぐことになるのか」という素朴な疑問がございます。今、菅家委員がお話ししましたように、幼と保のいいところをとっていこうというのはそのとおりであると思うのですが、では新しい認定こども園は何なのかという視点に立った場合には、例えば「現行で良しとしてきたことも見直してもいいというものはあるはずだ」と思うのです。それについて、これからお話しいたしますが、恐らく各先生方からはいろいろと御意見をいただくことになるかと思いますが、本意とするところをぜひ誤解されないように、前もってお願いしておきたいと思っています。

それは何かといいますと、まず健康診断の話が三鷹市長さんからもありました。私、実はどうしようかなと思っていたのですけれども、やはり申し上げます。私は、健康診断を保育所に合わせて、2回を全ての子どもに対してする必要はないと考えます。なぜならば、現行幼稚園は1回で済んでいるからであります。もちろん園児に個別な問題点があったり、途中の健康管理に問題がある場合には、保育者が当然保護者の中で健康管理をカバーできることであります。診断回数を拡大する必要があるかということに疑問があるのです。0から5歳まで一律2回に拡大する必要はないと考えるのです。

つまり、新制度では、認定区分がありますね。1～3号認定ということで、そういう認定区分によって診断回数を定めてもいいのではないのでしょうか。平たく申し上げれば、いわゆる3歳未満児等については、現行のとおり2回をやる。あるいは長時間児、要するに現行の保育園児です。長時間の保育を受けるというお子さんは、やはりいろんな意味でのストレス度が高いかもしれません。ですから、2回やるということでもいいでしょう。しかしながら、現行で言うとわかりやすいから幼稚園児と言ってしまうますが、幼稚園児な

らば、今回でいえば保育を必要としていない認定ということであれば、1回でもよろしいのではないかと思います。

2つ合理的理由があります。

一つは、幼保連携型というのは、幼稚園を当然ながら持っていますので、実は人数が多いのです。仮に私のところで言いましても、幼稚園は200人います。保育園は30人です。ですから、そのまま全園児にやりますと、健康診断が今度は230人になるのです。その必要性が果たしてあるのかなというのが1点です。

なおかつ、私どもの市内のことを考えても、幼稚園には400人を超える園もあるのです。それを年に2回やる必要があるのかどうなのかという疑問があります。子どもさんの健康を考えても、少なくとも保育の必要がないという認定区分に当たる子については、年1回でよろしいのではないのかという考え方も成り立つと思います。

もう一点、合理的理由としては、実は小児科医の確保が難しい状況にあります。これは全国的にそうであることは御承知だと思いますが、幼稚園、保育所においても、今の園医さんを失いますと次が難しいということが現実にあります。そして、当市内で考えましても、小児科医の1人の園医さんが3園、4園を受け持っているという事実があります。

また、学校医としての小学校、中学校の健診にも行っているというお医者さんもいらっしやいます。ですから、そのようなことから言って一律2回という健診まで広げる必要はないのではないかと思いますので、申し上げます。

もう一点、これはまた人数にかかわることですが、例えば「お子さんが1人でもいれば保育士が2人つかなければならない」という配置が現在求められています。延長保育とか、土曜日保育、休日保育等に見られるのですけれども、職員の配置基準にかかわることだから申し上げますが、お子さんが大変少ない人数のときに保育施設にはあるのです。本当に1人でもお子さんがいたら、2人の保育士をつける必要があるのかどうなのか。これもお子さんの認定の区分によって考えてもいいし、あるいは少なくとも事務職が1人一緒の時間残っていたら、直接お子さんの面倒を見る職員は1人でも足りるということは現実問題としてあるのです。

なぜそんなことを申し上げるのかというと、その分の保育士を配置するよりも、私ども実際に事業をしている皆さんには多分同意いただけると思うのですが、通常時の保育者の人数こそふやしてほしいのです。ですから、1名でも子どもさんがいたら2名つけなさいというのは、工夫によって、事務員がその時間帯は必ずいると、何かあっても1人は対応できるのだという体制がとれる場合とか、現行のものにも逆らうことになりますので大変申し上げにくいことですが、そういうことも枠を超えて考えてもよろしいのではないかと思います。

これからの2つはお話だけで終わらせていただきますが、もう一つは、3歳児の定員についていろんな話が出ています。これはこれで、またそのときにやればいいことなのですが、現実問題として、例えば30人を超える幼稚園の35人学級においては、現在、大体のと

ころが補助教諭までつけているというのが現実です。そういった実態があるということだけ申し上げておきましょう。

クラスを分けて、1クラスの定員を落として2クラスにするのがいいのか、あるいは1クラスで複数配置がいいのかということも現場であります。当然、ハコモノをどうするかという問題も直ちに起こってきますので、そのときにはそのようなお話をさせていただければと思います。

お話の中の2つ目は、評価の問題です。

先ほど、秋田先生のいろいろ意見は私もうんうんと思って伺っていましたが、一つ気になったことがございます。それは何かというと、自己評価について、幼稚園における自己評価が果たして質の向上につながっているかどうかという疑問が呈されました。これは、認定こども園の新制度においての問題として、それはそれでいいと思うのですが、現行の幼稚園のことについて言うならば踏み込み過ぎたのではないかと思うのです。

なぜかというと、幼稚園は現在直接契約でやっていますから、現行の認定こども園も直接契約ですけれども、直接契約においては、保護者からは利用者という立場からいろんな評価がおのずと出されてきます。直接契約ということでの大きな歯止めもかかりますので、「幼稚園の自己評価は質の向上につながっていないとするならば、その点についてはどうなのでしょう」と率直に感じましたので申し上げます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、北條委員、どうぞ。

○北條泰雅委員 ありがとうございます。秋田先生、宮下先生の御発言に基本的に賛成でありますので、重ならないように気をつけたいと思います。

総論部分でございますが、「1. 基本的な考え方」の一番初めに、やはり子ども・子育て支援の意義がまとめられているわけです。「子ども・子育て支援の意義を踏まえて、幼保連携型認定こども園の認可基準を考える」という文言を一番初めに書き入れていただきたいと思います。

3ページの一番上のところに特例とか経過措置ということが出てまいります。特例とか経過措置というのをそのままほったらかしにすれば永久になってしまいますので、そのようなことはあってはならない。したがって、経過措置の期間を明確にすべきだと。基本的には5年ぐらいが常識だろうと思いますけれども、ものによっては10年。例えば園庭の必置については、5年では難しいというのであれば、10年ぐらいは経過措置を設けてもよろしいかと思います。

このページの下から3つ目の○のところでありますけれども、私どもは幼稚園団体でございますので、幼稚園団体の出身者が既に認定こども園を随分やっただいておりますが、そういう方々の大きな心配の一つが、現状の幼保連携型、また幼稚園型の認定こども園において、0、1、2は保育所、3、4、5歳は幼稚園、そして教育課程外のところは

預かり保育という形をとっている、いわゆる年齢区分型の認定こども園を実施している幼稚園が相当ございます。

これについて、幼保連携型の場合に、今後それが許されるのかどうかということについて大変大きな心配を持っております。幼稚園型の場合は認められるのだろうと思いますが、幼保連携型のほうでこれが認められないということになりますと、重大な問題でありますので、そのようなことが起こらないように御検討いただきたいと思っております。

下から2つ目の○のところであります。保育教諭の職と資格、これは文言上の問題でありますけれども、5ページのところに、「教諭免許状又は保育士の資格を有し」という文章があります。それとどうもこれは一致しないのではないかと思います。保育教諭の職というのは職名の意味だろうと思いますが、その後は資格だけではいけないはずで、免許と資格と入れないとおかしなことになるのではないかと思います。

園長先生の資格については、やはり両方持たれるのが当然でありますけれども、これも経過措置として年数を保育教諭と同じように5年程度というものを置けばよろしいのではないかと思います。

宮下先生も触れたのですけれども、8ページ、認定こども園の「保育室又は遊戯室」。これは「又は」ではなくて「及び」に直すべきだと考えます。

10ページ、11ページあたりで、このままいきますと認定こども園で3階以上に保育室があることが認められてしまいます。これはまずいのではないのでしょうか。もしそうということならば、なぜ現行幼稚園が3階以上を認めていないのか、その理由を明確に説明する必要があると思っております。運動場は当然必置であります。

15ページ「(2) 教育時間・保育時間等」というところで、保育所について、保育時間を原則8時間、開所時間を11時間という記載になっておって、幼稚園のところが保育時間4時間。私どもの幼稚園で開所時間という考え方はないのですけれども、こういう書き方をするのであれば、預かり保育をやっているならば、少なくとも開所時間は幼稚園だって9時間に及ぶわけですので、それを記載していただきたいと思っております。

あと、健康診断の問題がありましたけれども、観点が違うのであります。実は私立幼稚園に対しては、健康診断の費用というのは公的負担が基本的にないのです。これは小児科のお医者さんが少ないのもさることながら、費用的にも大変困っています。認定こども園では当然公費で負担するのだろうと思っておりますので、この新制度のもとで、ぜひとも幼稚園の健康診断については公費負担を行っていただきたいと考えます。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

幼保連携型について、3歳以上、短時間、長時間という形もあると思うのですが、それも含めて後で事務局のほうでお答えいただきます。

では、山口委員。

○山口洋委員 日本こども育成協議会の山口でございます。

何点かございます。最初は1点だけだったのですが、今、各委員のお話を聞いていると、いろいろお話をしたくなりまして、まず1点目です。この論点の中に出てきていないのですが、応諾義務の問題をお話しさせていただきたいと思うのです。

福祉施設になるわけですから、当然応諾義務というものが課せられるわけですが、現状の保育所でも、応諾義務が何か努力義務的な感じになっているのではないかと思います。よく言われているのが、障害を持ったお子さんが公立の保育園に非常に多くなっている。これは私立のところで応諾義務をちゃんと守っていないところが散見されるということが実態としてあると思います。

今後、幼保連携型認定こども園になった場合に、従来、建学の精神で子どもをどのように保育、教育するかということを独自に行ってこられた幼稚園の方が入ってこられると、幼稚園の方が全部障害者を受け入れていないと言っているわけではないのですが、そういった経験が少ないところから入ってこられるところが多くなりますと、今ですら応諾義務がしっかりと担保されていないということを鑑みますと大変心配でございますので、ぜひこの部分を強調したような制度をつくっていただきたい。障害を持った子どもでも入れるような、そういったことを担保するような施設をつくっていただきたいのが1点でございます。

続きまして、安全性の観点からお話をさせていただきたいと思います。

先ほど佐藤委員から0、1、2の給食室、調理室は必置だという御意見がございました。私も絶対にそうすべきだと思っています。既存施設からの弾力化等々のお話がございますが、安全にかかわらないことであれば多少の弾力化はいいのかなと思うのですが、給食室というのは子どもの安全に直結します。昨年、これは小学生ですが、アナフィラキシーショックで亡くなった、小学生でもそんな状況です。ましてや0、1、2というのは、年齢の高い子よりもはるかにアレルギーの確率も高いですし、現在、これは肌感覚ですが、アレルギーを持った子どもがどんどんふえているような感じがします。そういったことと、衛生面も踏まえて、調理室というものは弾力化等でするべきではないと思っています。必ずこれは必置だということをお願いしたいと思います。

先ほど、委員のお名前は忘れたのですが、配置基準のところ、子どもが1人であっても2人の職員をつけないといけないのかというお話がありましたが、私は絶対つけるべきだと思っています。

一つは、これはあってはいけないことなのですが、職員からの子どもに対する虐待の懸念、その職員が何かほかのことにかかわったときに子どもから目を離してしまうというリスクというのはあるわけですので、こういった安全性の面からも、当然保育所では従来、子どもが1人であっても職員を必ず2人以上。ただ、これは事務職の職員で代替できるかどうかというのは別の話だと思います。少なくとも2名以上は常にいるべきだということだと思っています。

あと、健康診断については、もう少し科学的な考察をしなければいけないのかなと思

ますが、いずれにしろ、安全性にかかわる問題に関しては、高いほうの基準で行くのは当然だと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊廣吉委員 今、山口委員からお話がありましたので重複するかも知れませんが、行政をあずかる立場から申し上げたいと思うのです。

認可基準の基本的な考え方、個別の論点について、現行の幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園を基本として基本的な考え方が述べられておりますが、障害児のことについて何も触れられていない。小学校においては、障害児に対する特別支援学級ということで、きちんとした対応が確保されていますが、幼稚園や保育園は、私ども公立の場合は、現状としては多動性の子どもや、また身体的に障害を持っている子どもを基本的に受けざるを得ないような現状があります。基本的な考え方や個別の対応の中で障害児を排除してしまうような形で、全然どこにもあらわれてこないというのはどうかというのが気になります。

この辺は我々の現場でも、今、公定価格の面もあろうと思うのですけれども、一番末端の市町村行政で、保育、幼稚園行政をつかさどる立場からすると、一番気を使う部分ですし、また、人的な面でも、施設的な整備も含めて費用のかかる部分なのです。これは公立も私立も含めてであります。この辺をきちんとすみ分けをしながら、全ての子どもの保育、幼稚園教育を保障するというのが基本になるわけでありますから、その辺のことを考えていただかなければならないのではなかろうか。また、その辺りのことをどう捉えているのか、教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 実を云うと、応諾義務は後に出てくる確認制度のほうでもう少し詳しく議論するのですけれども、障害のあるお子さんなり特別支援を要するお子さんの議論もどこかに含む予定かと思っておりますので、事務局から後でお答えいただきます。

では、榊原委員。

○榊原智子委員 私からは、1点申し上げさせていただきます。

高い基準を引き継ぐという方針に大賛成です。その際に考えていただきたいのは、現行の幼稚園、保育所の高い基準を引き継ぐだけではなく、保育所の中の過去十数年、規制緩和の中で講じられてきた、質を下げた財源を捻出するというような取り組みの中で、質にばらつきができていて、保育所の中の質の高いほうの基準を引き継ぐというようなことも視点として取り入れていただきたいと思っております。

その象徴的な部分が、先ほど佐藤委員からも御指摘がありましたが、自園調理、給食の問題だと思っております。特区の中で外部搬入を展開していくときの議論に、私は内閣府の特区の関係の委員会の中で議論にも加わってきたので、この経緯を見てきて、一体これは保育にどういう影響を及ぼすのかということも取材を含めて見てきました。

なぜこういった議論が出てきたのか。つまり、待機児童がなくなる、定員をふやさなければいけない、さまざまな多様な保育のニーズが生じた、だけれども、財源がない。その中で、自治体の中の財政当局のほうのニーズで、財源を捻出するためにお金のかかる自園調理のところは、特に公立園については、小学校の給食センターの活用ということで賄えばいいではないかということが出てきた議論だったのですけれども、それは公立園からほかにも広がるようになり、高いほうから低いほうへ水は流れやすいということをその後の経緯を見ていて実感しているわけです。この部分について、本当だったら10年前から導入してほしかった新制度がようやく財源とともに投入されることになったわけですから、過去の質を下げて財源を捻出するといった経緯をある程度戻すというような方向で、とりわけ自園調理のところはちゃんと外部搬入ではなく、新しいフル装備で質の高い保育、教育を展開していくという認定こども園では、なおさら自園でやっていくということを基準にさせていただきたいと思います。

安全の問題を山口委員が指摘されて、そのとおりだと私も思います。安全だけではなく、質の高い保育をやっている保育所というのはどういうことか、全国を取材してきて、一つ残らず質の高い保育所を誇らしげにやってらっしゃるところは、給食というものを大変豊かに食育として取り入れた保育をやってらっしゃることがわかりましたので、保育の質の高さということにもつながるという意味で、この点は引き上げる方向で考えていただきたいと思っています。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

坂崎委員、どうぞ。

○坂崎隆浩委員 大きな観点を2つと小さなものを1つ、お話をしたいと思います。

まず、第一点としては基本的に、私は現行の幼稚園が幼稚園として活躍できる場所があれば、大活躍をすることが前提であるし、現行の保育所が現行の保育に欠ける子どもたちをきちんと保育できれば、そこで活躍していくべきだということをお大前提に話をしますが、現行の認定こども園が平成18年にできて、当初の予定の2千か所の半分程度しかできていないということは、認可基準の考え方以前に、現行の認定こども園におけるところの改善をすべきところがたくさんあるのが当然だと私は考えています。

単純な話、保育料の決め方一つとりましても、現行の認定こども園では、非常に難しいという状況があるのであれば、それを改善すべきというのがまず第一点にあると思います。

2つ目には、教育・保育の質の担保、高い水準というのは、もちろん基本的なことでございます。安全も含めてそう思います。そのことが非常に大事だということをお前提条件に、やはり幼稚園、保育所に対する期待があると同時に、今回の新幼保連携型認定こども園というものに期待があるような施設をつくっていかねば、つくられた意味がないと思います。

需給や供給のバランスがあるとは思いますが、例えば1号認定だけの、3歳以上だけの幼稚園が、認定こども園になって児童福祉施設ということ、プラス地域子育て支援をして

いくということを考えていく施設があれば、それはどういうようにして考えていけばいいのだろうかというのは一つの議論になると思います。又、単純に2号認定、3号認定だけがあって、その保育所が学校教育法に位置づけられたいので、では、認定こども園に移行することはどう考えたらいいいのだろうかということも一つの議論になると思います。やはりそういうことも含めて、需要と供給のバランスとともに、新幼保連携型認定こども園の、本来であれば新たな認可施設として持っていくべきものの特質を行うべき施設に移行するところ、例えば先ほどの議論になるような取り組みたいところに関してはどう考えていくのかということの論点が2つ目には大事だと思います。

あと細かいことになりますけれども、先ほどから言われております、確かに満3歳問題、2歳児問題、昼食の問題。例えば1号認定は御飯を食べさせなくてもいいのか、健康診断は1回しか受けさせなくてもいいのか、そういう問題。特に子育て支援というものを認定こども園に法律上書いているわけですから、それをどう取り扱っていくのか。現在の保育所がおこなっている地域子育て支援センター拠点事業というものの関係をどう考えていくのかというのはこれからの話だと思いますが、そういうことも整理していきながら、やはり新しい施設の新しい形をつくって、ある程度目指したものをきちんとつくってくださればと思います。

蛇足でございますが、私、社会福祉法人の理事長でございます。入所児童に5歳児に重度の子が1人います。今の現行では、中度と軽度しか障害児が認められませんので、県とも相談して、自治体とも相談しましたが、障害児扱いにはなっておりませんが、きちんと普通の子と一緒に同じ扱いをしておりますので、そういう保育所もあるということを御存じくださればありがたいと思います。

以上でございます。

○無藤隆部会長 では、葛西委員、どうぞ。

○葛西圭子委員 1点だけお願いします。

7ページの短時間勤務の職員の取り扱いについてです。私、助産師会ですけれども、子育てについて、皆様一生懸命考えていただいているということで、非常に勉強になっております。ただ、先ほど御意見の中で常勤にすべきだというようなことがありまして、朝、子どもさんよりも遅く来て、子どもさんよりも早く帰るということはあってはならないということがありましたけれども、どうしても女性が多い職場、もちろん男性の保育士もふえておりますけれども、そこでどう継続して仕事をしていくかという、片や働く側の問題もございます。

私は病院で勤めておりまして、看護職員は500~600人おりましたけれども、ほとんどが女性であるということで、制度として小学校3年まで短時間勤務が認められておりました。就業時間を自由に選べるという形態でした。管理する側としては非常に苦慮しておりました。朝、患者さんのいろんな手術が始まったりするときに実際ベテランがいない。夕方には帰ってしまうということで、常勤者と短時間勤務者との軋轢が一部では生じておりました。

た。

しかし、これから女性が仕事を継続する上では、こういった制度がどうしても必要です。何らかの常勤換算の方法、例えば常時何対何であるかということです。例えば病院では常時2：1という中ではインテンシブ、ケアユニットということがございましたので、どこか非常に薄い時間があるてはならないというのであれば、それをシェアし合うとか、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

一番もったいないのは、やはり働き盛りの子育てをしながら働いている方が、そういったことが事情でリタイアしてしまうということが非常に残念だと思いますので、そういった意見でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、荒木委員。

○荒木尚子委員 質の確保として、高い基準に合わせるという考え方に賛成です。

学級編制のところですが、やはり学校教育としての幼児教育の提供という意味でも、学級という単位は大変重要で、中心になる核になることだと思いますので、3歳以上の学校教育の部分では、学級担任と学級編制ということをお願いしたいと思います。

園長の資格のところですが、検討の視点で一定の経験がある者ということが一番下の行に書いてあります。この一定というのがどのくらいなのかということでは、やはり高きに合わせるという方向で考えたいと思っています。現実に私どもがおります東京都の公立幼稚園では、主任主幹教諭が、東京では主任教諭という名称ですが、10年の経験があった上でその試験が受けられます。さらに3年たって次に、教頭・副園長の試験が受けられます。さらに3年の経験を経た上で、園長試験が受けられるということで、かなり長い経験のもとで管理職になっていくという実態ですので、ある程度の年数を入れていただきたいと思っています。

あわせて、先ほど秋田委員が、そこには幼保両方の専門性をというお話をされましたが、次の副園長の配置というところでも、複数配置することでも両方の専門性が確保されるかと思っています。

7ページの幼稚園の学級編制の基準のところですが、今、幼稚園は35人以下ということが書いてあります。先ほどの学級という単位の重要性からして、3歳、4歳、5歳になりましたら、ある程度の集団としての数は必要だと思います。それが小学校への滑らかな接続という意味にもつながると思います。30人以下という数でしたら、細やかな丁寧な学級経営ができるのではないかと思います。

小学校一年生の定数が以前40人だったのが35人になったように、幼児の場合でしたら、現行35を30にすることが望ましいと思います。そして、30人以下という捉えにすれば、3歳のところでは、それよりも少ない人数にしてもいいという判断ができると思います。

施設の面では、それぞれが本当に高い基準で、大きい面積で押さえられていくことはありがたいことだと思います。特に運動場は、今の子どもたちには、体力向上が大きな課題

にもなっています。アレルギーの問題もそれこそ、体力が付いてくることも大事な要素ですから、運動場は同一敷地内あるいは隣接ということ、仕方ない場合でも、日常的に使えるような状況にあるということが大事なことだと思います。

他に、その他の施設というところで、例えば小さなことでも、飲料水の設備とか水道のことなどが書いてありますが、それも蛇口の数が増えるということが集団教育をしていく中では、結構大切な項目になることがありますので、幼稚園と同じとすることがよいと思います。

障害児のことが出ておりましたけれども、指導要録の抄本を入学の時に送付し入学前の様子を伝えることは当然ですが、併せて、特別支援の支援シートとか、引き継ぎシートなどの活用もかかわってくることと思います。

そして、特別支援の必要なお子さんの場合、ある意味、クラスから離れてクールダウンするような場所というか、余裕のお部屋というものも必要になってきますので、設備としてはそういうことも考慮していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 では、そろそろ。今、お手を挙げている3名の方。

まず稲見委員から。

○稲見誠委員 全国病児保育協議会の稲見です。

小児科医の立場からお話しします。

20ページに保健安全関係というのがありますが、あまり幼稚園、保育園に行くと、ここが医務室、保健室ですよというのは見たことがないです。大体職員室でやってもいいということだったのですけれども、例えば1人熱が出たときに、母親が迎えに来るまで、全くみんなと一緒に預かっているところが多いようです。かなりぐったりした子などは、職員室の机の下の方にお布団をひいてそこで寝かせるということもあるのですが、保育園などでの感染症の流行を抑える意味では、熱が出たときに簡単な隔離をするということが必要です。今、病児保育のほうでは体調不良型という病児保育もありますが、せっかく新制度になるのですから、体調不良型、つまり、母親がお迎えに来るまではほかの子と少し隔離できて預かれるというようなところをちゃんとつくったほうがいいのかと思う。

もう一つだけ。幼稚園は臨時休業できますけれども、保育園はそこが難しい。例えば鳥インフルが流行したときにどうするのか。誰がいつ休業を指示するのか。それは園長だけでは無理だし、園医でも無理だし、その辺のことを少し細かくシミュレーションをつくって決めなければいけないのかなと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、橘原委員、どうぞ。

○橘原淳信委員 全私保連の橘原でございます。

15ページ「(2) 教育時間・保育時間等」のところでお尋ねを申し上げます。

第3回の子ども・子育て会議のときにも発言させていただきましたところですが、検討の視点の最後の※印、「給付等の公定価格や保育の必要性の認定における『長時間』・『短時間』の保育必要量の区分に関する議論との整合性が必要」とございますが、この保育所の欄の上から2番目、「1日の開所時間は原則11時間（延長保育事業における取扱い・運営費の積算）」とございます。先ほど佐藤委員からも御質問がなされておりましたが、ここの考え方を改めてお伺い申し上げたいと思っていますところです。よろしくお願いいたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

古渡委員。では、ここまでで、ここは一旦発言を切らせていただきます。

○古渡一秀委員 11ページ「(4)運動場等の設置」についてですけど、まず一つ、運動場というのは、どうも学校教育上の運動場としか聞こえませんが、逆に言うと、就学前の子どもたちにとって、この場合、遊技場とかとなっております。この辺を整理しないと文言的にはあれなのかなと思っていますのですが、非常に大事な事例でお話ししたいと思います。

実は私、福島のことをお話ししますが、園庭というのは全ての外の活動を完結できなければいけない時代に今入っています。それはなぜかというと、園庭から外に出ると、線量が高く、遊ぶことはできません。逆に言うと園庭というのは自然のものがあつたりとか、走ったりとか、いろんなことができるものだと思っています。

要は、ここに書かれている運動場というのが、ただ単に小学校の考え方の面積の大きさが重要なのかという問題もあると思うのですが、その下の保育所の屋外遊戯場という問題もあるのですが、果たして質の高い子どもたちに提供する野外施設、野外運動場も全てそうですが、そのことをもう少し論点で整理していかないと、例えば今お話ししましたように、被災地の私たちの地域でいえば、園庭そのものが自然の営みであつたりとか、遊びであつたりとか、運動する唯一の場所なのです。それは逆に言うと、都会のほうで言うと、面積が小さい園庭もいろいろ起きると思うのですが、そう考えますと、本当に質の高い外で遊ぶ場所をもう少し考えていかないと、ただ単に面積だけの話になってしまって、質というものが担保されないようになってしまわないかと思っています。

確かに大きな面積があれば有効だと思いますけれども、果たしてそれだけでいいのかというのは考えなければいけないと思いました。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、幾つか御質問もありましたので、事務局からお答えいただけますか。

○橋本泰宏保育課長 それでは、佐藤委員と橘原委員から、保育所の運営費につきましての御質問をいただきましたので、私からお答えさせていただきます。

現在の保育所運営費につきましては、資料の15ページにもございますように、1年の開所日数を日曜日、国民の祝休日を除いた年間約300日といった形で積算させていただいてお

ります。

また、1日の保育時間につきまして、原則として8時間ということのをベースにいたしながら、それぞれの子どもにつきましての保育時間の相違あるいはさまざまな事情等を考慮しまして、前後の時間も含め、11時間の開所ということのを前提といたしまして、それを超える部分につきましては延長保育の加算分といたしました。

また、その11時間の範囲の中につきましては、延長保育の事業の基本分の補助といたしまして出すということとあわせて、運営費におきまして、最低基準の中で求められております必要数に加えて、休憩保育士という形での1人分の追加配置といったことを積算させていただいている、そういう趣旨でここに書かせていただいているものでございます。○無藤隆部会長 ありがとうございます。

ほかに。

○蝦名喜之幼児教育課長 何点かの御質問にわたる部分があったかと思えます。

一つ、佐藤委員から御質問のありました、幼稚園の学期の区分、長期休業日と、検討の視点で教育時間、教育週数等は幼稚園と同様でよいかというあたりも、実際の認定こども園には1号定員も2号定員もいるので、2号定員の場合はどうなのかという話だったかと思えます。

基本的に1号定員の場合は、幼稚園と同様の取り扱いということになるかと思えます。2号定員の部分も、教育という観点からすると、その部分は1号定員の子どもと同様に、学校教育を行うということにはならない。ですけれども、保育を実施するということがございまして、その場合については、保育所の現在のルールの適用を考えたらどうかということで整理いたしております。

冒頭、清原市長から経営実態調査については次回と、これは鋭意作業してございまして、これもお示ししながら、さらに充実した議論をいただければと考えてございまして。

とりあえず以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、今日実は最初に申し上げたように議題はたくさんあるのですが、非常に時間的には厳しいのですけれども、若干12時を過ぎることもお許しいただきたいという感じがあります。

次、「小規模保育事業について」、事務局より御説明いただきたいと思えます。

○橋本泰宏保育課長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思えます。

1ページ「1. 小規模保育事業の検討に当たって」ということで、コンセプトが書いてございます。これまで制度化されてきた背景等を考慮いたしますと、大都市部、人口減少地域、それぞれの事情に即した使い勝手のよさ、あるいは多様な主体が多様なスペースを活用して質の高い保育をできる、また多様な事業形態からも移行ができる。そういった中におきまして、さらに質の確保をされた保育を提供できる、こういったコンセプトで考えてきたものと捉えております。

今回、小規模保育事業につきまして先行的に検討をお願いするわけでございますけれども、2ページでございますように、地域型保育給付の対象になります地域型保育事業には、ここがございますように、小規模保育のほかにも家庭的保育や居宅訪問型保育あるいは事業所内保育といった、全体として4つの形態がございます。

ただ、これまで待機児童解消加速化プランの中で、いろいろと待機児童の解消策を進めているわけでございますけれども、その中で27年度からの新制度の施行を待たずに、早期に受け皿整備として、小規模保育が大変各自治体におきまして期待が高まっておるところでございます。先週金曜日に行われました親会議におきまして、清原委員からもお話がございましたように、こういった自治体の期待ということに応えていくためには、こういった事業の中身につきまして早期に御検討いただきまして固めていく必要があろうと。できれば、何とか今年の夏を目途に固めておくということが求められているのではないかと今回お出しさせていただいたものでございます。

1ページ※印にございますように、実態調査ということも並行して実施する必要がございますし、また、今後の公定価格の設定の議論等を踏まえまして、必要に応じた若干のバリエーションといったことも考える必要があろうかと思っております。

そういった上で、3ページ、小規模保育の位置づけでございます。

6人以上19人以下の事業として位置づけられているわけでございますけれども、児童福祉法の中におきまして、いわゆる7条に基づく児童福祉施設という形とは法令上の位置づけが異なっておりまして、多様なスペースを活用した事業ということで、いわゆる事業としての位置づけがなされているということでございます。

そして、それを前提といたしまして4ページ、これをどのような事業構成として考えていくのかということでございます。この中で小規模保育という事業形態につきまして、統一的な認可基準を設けて、この一つの類型に収れんさせていくというのがパターン1の考え方であり、この小規模保育というものへの移行が想定されている事業といたしまして、4ページの一番下に、保育所の分園ですとか、グループ型小規模保育ですとか、僻地保育所ですとか、地方単独のさまざまな事業、こういったものを挙げておりますけれども、こういったさまざまなことからの移行を想定した場合に、複数の認可基準を設けて、保育所分園に近いような類型と家庭的保育に近いような類型、この2つの類型を設けるというパターン2のような考え方、あるいはさらにその中間的な形態を設けるパターン3のような考え方。おおむね3つの考え方のメリット、デメリットを書いたものがこちらの表でございます。

るる書いてございますが、その下の○にございますように、多様な事業からの移行が想定される中におきまして、パターン3に書いてございますような、保育所の分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、さらにその中間的な類型という3つの類型を念頭に置きまして検討していくのが現実的ではないかと現在考えているところでございます。

そこで具体的な基準の内容でございますけれども、5ページ、この基準につきましての

基本的な枠組みといたしまして、職員の資格や人数ですとか、乳幼児の健全な発達に密接不可分なものにつきましては従うべき基準となり、それ以外の事項については参酌すべき基準となっております、特に部屋の面積等につきましては参酌すべき基準となっている点が特徴でございます。

そういった前提を踏まえた上で個々の基準の中身でございます。6ページ、職員数と資格基準についての資料がございます。

現状といたしまして、保育所、保育所分園、グループ型小規模保育、認可外保育施設といったものの基準等を並べております。これを踏まえて対応案の中で、先ほど申し上げましたような保育所分園に近い形とグループ型小規模保育に近いような形、分園に近いものをA型、グループ型小規模保育に近いものをC型、そして中間的な形態をB型とこの中で呼んでいるわけでございますけれども、それぞれ考えましたときに、例えば保育所分園に近いものにつきましては、保育士の配置を前提とした上で、0歳児につきまして3：1、1・2歳児について保育所と同じ6：1、ないしはそれよりも手厚い3：1ということをご2つ案として掲げてございます。

C型のほうでございますけれども、現在のグループ型小規模保育の中で求めております家庭的保育者を0～2歳、全体を通しまして3：1、補助者がつく場合には5：2ということでございますけれども、そういった形で配置する案でございます。

中間となりますB型につきましては、保育士と、それ以外の保育士従事者というものを配置することで3：1あるいは6：1といった配置で置いてみてはどうかということでございます。

具体的な論点としましては、7ページに書いてございますが、論点として3つ掲げてございますが、B型につきまして、保育士と保育従事者という形で書いてございますが、どのくらいの比率で保育士の配置を求めていくのかということにつきまして、例えば基本的に2分の1以上を保育士とするということを求めていく。あるいはさらに保育士の比率が上昇した場合に、公定価格上の対応を考えていく。こんなものを論点として掲げております。

B型の保育従事者というところにつきまして、どのような形で求めていくのか。家庭的保育と同じような研修を求めているのかといったことを書いてございます。

論点③につきまして、A型とB型につきましては、1・2歳児の対応につきまして、6：1ということと3：1と並行して書かせていただいたわけでございますけれども、どちらにするのか。あるいは6：1を基本とする場合に、若干の追加的な配置を考えるような余地を残すのかどうか、こういったものを論点として掲げております。

8ページ、設備面のほうでございます。

保育所、保育所分園、グループ型小規模保育、認可外保育施設につきましての現在の基準は、ご覧いただいたとおりでございますけれども、これを踏まえまして、A型とB型とC型に分けてご覧いただきますと、乳児室またはほふく室、保育室といったものを設ける

ということと、1人当たりの面積でございますけれども、グループ型小規模保育の場合には、現在、0～2歳、全体としまして1人当たり3.3m²になっておりますが、現在の保育所の場合には、乳児室、ほふく室で1.65m²または3.3m²という形になっております。2歳児につきましては、1.98m²といった形になっておまして、こういったものにそろえていくのか、あるいはむしろ3.3にそろえていくのか。

どうしても小規模保育の場合におきましては、年度途中での子どもの入れかわりといったことも想定されますので、そういったときに運用上、余り細かく基準が分かれていたときに難しくなるという面もございますので、そういったものを考慮いたしまして、9ページでございますように、論点として3つ書いてございますが、そういった人の入れかわりといったことを考慮して3.3m²以上とすることを0・1歳については基本とするのかどうか。

2つ目の論点でございますように、2歳児につきましては、保育所並みの1.98とするのか、C型、グループ型のような3.3m²とするのか、さらには大都市の特例といったものをどうするのかといったことが論点で掲げられております。

10ページが屋外遊戯場でございます。こちらにつきまして、対応案の中では一律に3.3m²ということの基本としながら、付近の代替地等で代替できる場合には可といった形で設けてはどうかという案で書いてございます。

11ページ、給食の問題につきまして、保育所の場合には、先ほど来、幼保連携型認定こども園の議論で出ておりますように、自園調理というものを原則としながら、3歳以上につきましては、外部搬入を可能とし、また3歳未満については、公立の特区におきまして、一部の保育所で外部搬入といったことを行っておりますが、原則は自園調理でございます。

保育所の分園の場合には、本園からの搬入といったことを想定しておりますので、調理室を設ける必要がないといった形になっております。

グループ型小規模保育の場合には、外部搬入も可といった形で行っております。

こういった現状の対応というものをベースにいたしまして、A、B、C、それぞれどうするかという議論でございますが、この案の中では、その区別をせずに、全てにつきまして自園調理を大原則とし、調理設備を持ち、また調理員を置くといった形にしております。また、連携施設というものが出来まいますけれども、連携施設から給食を搬入することができる場合には、それでも可といった形を想定しております。

こういった点につきまして、具体的にどうしていくのかということで12ページに書いております。A、B型につきましてどうするか、C型についてどうするかということで分けて書いてございますけれども、基本的な考え方はいずれも同じでございます。

13ページ、耐火基準でございます。現状、保育所につきましては、設備運営基準の中で若干の上乗せ規制がございます。グループ型小規模保育等につきましては、家庭的保育と同様の取り扱いがなされております。

こういったことを踏まえまして、A、B、Cに共通するものとしたしまして、保育室等

を2階以上に設置する場合には、耐火ないしは準耐火建築物であるということを求めるといった形にして、それ以外につきましては、建築基準法あるいは消防法の一般規制等を踏まえるということを基本として検討するといったことではどうかと書いてございます。いずれにしても、この点につきましては、建築基準法なり消防法の適用につきましてはの検討が必要でございますので、こういった点も踏まえながらの検討が必要でございます。

連携施設につきまして、14ページに掲げてございますが、ここにつきましては、嘱託医の支援も含めて認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として設ける。その際、公立施設による連携ということも含めまして、市町村による積極的な調整を求めていくということはどうだろうか。

さらには論点といたしまして、この小規模保育の場合には、原則として0～2歳児ということが想定されているわけでございますけれども、3歳以上に上がったときの受け入れ先ということで連携施設をどう位置づけていくかといったことも論点になろうかと思っております。

16ページ、利用定員の関係でございます。小規模保育の事業につきましては、6～19人という範囲で位置づけられているわけでございますけれども、C型に相当いたします現状のグループ型小規模保育事業の場合は、最大でも3グループ、15人までという取り扱いで現在行っております。C型についてどうするかというところが一つの論点でございます。

定員の弾力化につきまして、19名の範囲の中で弾力的な取り扱いといったことは必要かと思っておりますけれども、同時に、20人以上の施設との間で制度が分かれていますので、そのところの区分けも踏まえながら、慎重な検討が必要かと思っております。

特例給付の取り扱いにつきまして、3歳以上の子どもが地域の事情の中で入ってくるということも想定されます。特に人口減少地域等につきましては、ほかの保育基盤がないといったことも事情として想定されますので、そういったところにおきまして、支障のない柔軟な対応ができるような経過的な措置も含めたルールの検討が必要と考えております。

大変駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、お手をお挙げいただけますでしょうか。

まず、駒崎委員から。

○駒崎弘樹委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

当初、部会長がおっしゃられたように2分でなるべくお話しできるようにしたいと思います。

資料に関しましては、各委員提出資料ということで私の意見を書かせていただいております。全て読むことは時間の関係でいたしません、強調したい部分だけお話ししたいと思います。

まず、小規模保育ですけれども、現在、私どものように、自治体の事業として既に先行して始めております。そうした現場の意見を酌んでいただき、多くの幅広い事業者がきち

んとスキームに入れるというような門構えにしようという努力をしてくださっていることに関しては、大変評価したいと思っております。ですので、大卒としては賛成しつつも、細かい部分でまだもう少しで改善していく点があるのではないかと思います、その点を指摘させていただきたいと思っております。

資料2における人員配置、6ページになります。職員数が0歳児は1：3、1・2歳児は1：6ではどうかというような御提案があります。今、私どもが中心行的に行っているグループ型小規模保育等では、0～2歳まで1：3というような人員配置をとっております。これは認可保育園以上の基準で手厚く、温かい保育が可能になっております。ここを崩してしまうというのはよくないのではないかと思います。

例えば現在メインである小規模保育の9人定員の場合、1：6が可能になってしまうと、保育者2人で9人を見るということになってしまいます。そうすると、2人で9人を皆さん想像していただければいいと思うのですが、夫婦で9人の子どもたちを見るということと同じになります。これは非常に難しくなるというのは、容易にお分かりでしょう。ですので、1：3という基準を崩さないことが質の高い保育を実現し、手厚い、そして機動的な小規模保育を実現していくことにつながっていくのではないかと思いますので、ぜひここを御考慮に入れていただければと思います。

また、自園調理の原則に関しまして、それで全く構わないと思っております。一方で、3人で9人見ているような施設の場合、1人が調理に入ってしまうと、事実上、2人で9人を見なくてはいけなくなってしまいます。こうしたときのために、もし自園調理が必要ならば加配をきちんと手当していただきたいと思っております。現状、そうしたものは一切ありません。ですので、給食をつくっている際等は手薄になってしまうという現状があります。その部分をきちんと検討いただけたらと思うわけでございます。

最後に、2ページ目の情報開示義務についてです。やはり質の高さをきちんと担保していかなくてはいけないのだとしたら、事業所に義務を課さなければいけません。特に保育の重大な事故に関しては、きちんと調査し、公表し、そして多くの事業者がそれを教訓として研修に落とし込み、再発を防ぐということが必要だと思います。亡くなった子どもたちにも、それをやらなければ申しわけが立たないと思っております。

厚労省や政府としては、地方自治体にそうした義務を課してしまうのは負担が重くなってしまわないかという御心配もあろうかと思います。しかし、ここにいらっしゃる懸命な首長の皆さん、恐らくそうした重大な事故に関して教訓を得ることに対して、反対される方はいらっしゃらないのではないかと考えます。

ですので、ぜひ重大な事故があった場合に関しては、きちんと、調査、公表していただき、そして1人も保育園では亡くならないというような社会を目指していきたいと思っております。

以上、現場で小規模保育を行っている者からの提案でした。ありがとうございます。
○無藤隆部会長　ありがとうございます。

清原委員、そして橘原委員。

○清原慶子委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

小規模保育事業について、幾つか意見を申し上げます。

まず、先の子ども・子育て会議で、国の「待機児童解消加速化プラン」が掲げられていますので、子ども・子育て支援新制度の中でも小規模保育事業について、先行して実施する場合の対応について、ぜひ少し先駆けて制度設計をと意見を申し上げましたところ、それを受けて早速本日、小規模保育事業の検討についての提案がなされたことを歓迎いたします。

特に資料2の1ページ目に、「待機児童解消加速化プランに取り組む地方自治体を支援するためには、今夏目途に固めておく必要」ということで、時限を切って提案していただいていますので、私達もそれに即して具体的な提案をしなければならないと思っていますところ。

そこで、何点かコメントいたしますが、まず4ページに小規模保育事業の事業構成について、パターン1、パターン2、パターン3が示され、とりわけ、このパターン3を基本にという御提案がございました。すなわち、保育所の分園に近い類型、家庭的保育、グループ型小規模保育、そして中間的な3類型を念頭に検討してどうかとあります。

これは御指摘のとおり、複雑な事業構成となることを多少懸念いたしますけれども、現状取り組んでいらっしゃる小規模保育事業を適切に移行していく上には、特に中間的な類型、すなわちB型、中間型を置くことは有効かとも考えますので、とりあえず、このような具体的な現状から移行していく上での3類型の検討が有効だと判断いたします。

次に2点目、地域型保育事業としての小規模保育事業の認可基準について、たくさんの論点が出されておりまして、なかなか難しいと現場でも思うのですけれども、国が定める基準を踏まえて、市町村が条例として策定することとなっていますので、特に地方の実情に応じた、多様性と柔軟性のある事業展開がなされている中、保護者の皆さんが安心して預けられる質の確保をどう実現していくかという観点から、論点が提起されているものと受けとめました。

そこで、A型の分園型の場合には、保育所と同様とすることについて、そんなに異論はないと思うのですけれども、認証保育所のB型を含む認可外保育所からの移行については、中間型をどうするかというのはかなり要になると思います。そこで質をどのように確保するかということは重要だと思ひまして、やはり0・1歳児については、例えば面積については、1人3.3m²などというのは維持しなければいけないのではないかと考えます。

家庭的保育者のグループ化を小規模保育に位置づける場合は、実は、国制度に家庭的保育制度がなったばかりでございますので、なったばかりと言っても数年はたっているわけですが、保育士の資格であるとか、研修制度上の整理というのをしておく必要があると思います。具体的には、職員配置については、現行の認可基準と同様としつつも、現行の家庭的保育制度については、設備や面積基準というものに同様の配慮が必要となると思ひま

す。

さて、3点目ですが、先ほどの認定こども園の議論のときにも、何よりも委員の皆様から共通して出されたのが、「安全の確保」ということです。まさに小規模保育事業であっても命を預かる現場です。したがって、安全確保については基準が明確であること、そして、現行法にのっとって、厳しいものが示されていく必要があると思います。例えば耐火基準等建築基準法ですとか、消防法の規制を踏まえるということは言うまでもありません。また、嘱託医の配置でありますとか、給食の自園調理。一部外部搬入を条件つきで認めたとしても、何よりも連携施設というものが明確に位置づけられるということが重要だと思っています。

三鷹市の場合も、家庭的保育、保育ママさんですとか、グループ型の場合も連携保育園をしっかりと位置づけることによって、保育士さんたちが本当に、より活動がしやすくなっているし、子どもたちも他の園児との交流などが見られるなどのメリットもあります。したがって、今までの経験からも連携保育園あるいは連携認定こども園、あるいはもちろん連携幼稚園の設定というのは不可欠であり、重要であると考えます。それが質の向上になると思います。

もう時間が来ておりますので、最後に一言。先ほどの論点のときに、稲見委員さんが、例えば閉鎖するとか、臨時休業するとかという場合に、鳥インフルエンザなどのときにどう判断するかということが重要であるとおっしゃいました。また、震災でありますとか風水害のときにも、小規模保育事業であれ、認定こども園であれ、幼稚園、保育園と同様に意思決定をして、開園、休園を決めなければなりません。まさに小規模保育事業については、自治体の責務というのが重要ではないかと考えました。

単に連携保育園や幼稚園や認定こども園を決めるだけではなくて、緊急時に子どもたちの安全確保、保護者との連絡を適切にするために、自治体の責務があるということを改めて確認いたしましたし、どうぞこの事業においても、基準を明確化するよりも所予のことだと思いますけれども、自治体がきちんとこれにかかわっていくということは、命を守るさまざまな安全確保に、自治体が地域型保育事業として絡んでいくのだということを再確認したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○無藤隆部会長　ありがとうございました。

では、橘原委員、どうぞ。

○橘原淳信委員　全私保連の橘原です。

今、清原委員さん、駒崎委員さんのほうからも御発言がありましたが、各自治体からの要望が多いことを念頭に置いて意見を申し上げたいと存じます。

現行の認可保育所の質の低下につながることや規制緩和につながるような制度設計にはすべきではないと、総論的に思っています。

論点①、論点②、論点③とたくさんの論点が書かれています。どの型が一番良いとか悪

いとかということよりも、どのパターンにつきましても、現行の保育制度と同様の取り扱いをしていただければと思っております。

論点③のところですが、A型、B型の1・2歳児の職員配置については、やはり保育所と同等の6：1の割合を考えます。また、先ほど駒崎委員さんがおっしゃっていましたが、9人の場合には、もう一人の保育士を充てるような制度を構築すべきではないかと思ったところです。

一番気になりましたところで、定員弾力化のところの取り扱いでございます。利用定員の区分のところですが、小規模保育については、上限を19名としているところから、定員の弾力化は認められないと思います。しかし、利用定員15名と設定した小規模保育で年度途中で3名受け入れるということにつきましては、19名を超えない範囲とされるところから、職員配置の基準に合致するときは認めることも必要ではないかと思われま。なお、僻地保育所につきましては、私は例外的に認めるべきだと思っているところであります。

まだほかにもございますが、時間の都合でこのあたりにさせていただきます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

北條委員、どうぞ。

○北條泰雅委員 幾つか伺いたいことがございます。

私、前にも申しましたけれども、区立の保育所と無認可保育所と、今でいえば家庭的保育に当たるとは思いますけれども、幼稚園と子どもをそれぞれのところで育ててまいりました。無認可保育所の思い出はとても深くて、とても丁寧に親切に保育士さんたちにやっていただいた。ちょっと時間におくると、区立の保育所の場合は、当時は保母さんと言ったのですが、保母さんが鬼のような顔をなさって、ただ、今にして思えば、あれはわざとそうなさっていたのだということがここまで経つとわかりますけれども、そのころはそんな顔をしなくてもいいだろうと思いましたが、それに比べて本当に親切にしていたいて、今でも当時の保母さんとか園長先生のお顔を思い浮かべます。

国民の期待は大きいと思います。先ほど若い駒崎委員が情熱的に語っていただきました。ぜひ頑張ってくださいと思います。所管が厚労省なのでしょうか、内閣府なのでしょうか、わかりませんが、官庁のほうでもぜひ国民の期待に応えていただきたいと思います。

その上で、最後に保育課長さん、3歳以降の子どものこととちょっとおっしゃいました。要するに、誰が利用できるのか、短時間の利用も可能なのかというようなことがございます。先ほどの課長さんのお話は、要するに2号認定のお子さんのことを念頭に言われていたのだと思いますが、全国的に見ればそう多いわけではありませんけれども、実は幼稚園不足を来している地域というものも、少なからずこの国には存在しております。私の地元もそうですけれども、私の地元の区役所の教育委員会のほうでは、実は家庭的教育とか、幼稚園の分園とか、そういうのを検討しているのです。そういうものも新しい新制度という中で御検討いただくのは難しいとは思いますが、全ての子どもという立場から、

何とか御検討いただければと思います。

もう一つは、できれば4号認定のお子さん、そんなものはないわけですがけれども、要するに、3歳未満の家庭で過ごされているお子さんたちにも一定の短時間の門戸を開くというようなことも検討していただければ、我が国の全ての子どもにとって大変幸せな仕組みになると思います。ぜひよろしく願いいたします。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。最後の点は、一時預かり制度というのはいずれ説明があると思いますが、そこでの議論になると思います。

では、山口委員。

○山口洋委員 山口でございます。

先ほどと一部繰り返し、重複いたしますが、自園調理の件でございます。外部搬入も検討ということでございますが、これも先ほどと同じでございます。体ができていない子ども、特に0、1、2歳の場合、何かあると事故が重大化するおそれがあります。認可園ですら、全国でもう何度も毎年集団食中毒が起こっているぐらいでございますので、こういった観点から、ここにキッチン程度を設備は想定とあるのですが、それは設備上、難しい部分はあると思うのですが、それでもキッチン程度であっても、運用のルール化をしっかりとさせていただいて、それから安全性を担保していただけるような方向で考えていただきたいと思っています。

また、そういう意味で、先ほど駒崎委員がおっしゃっていたように、そこに新たに調理要員の加算、そういったものを加味した予算措置があるべきだと思っております。そもそも新システムの検討チームが去年まであったわけですが、そのときまで私もこういった小規模保育のところに公費を投入すべきだと再三申し上げておりました。その一つの効果として、劣悪な施設を公的にコントロールするためにもこういったところに公費を投入して、全ての子どもたちに高い質の保育を与えるべきなのだということをずっと申し上げてきましたが、そういった意味でも、小規模保育といっても、今の調理員の加算ということは検討していただきたいと思います。

先ほど駒崎委員はおっしゃっていなかったのですが、意見書の中に40人以上の場合、38人を2つの小規模にしてダウンサイジングするというような案を書いてらっしゃるのですが、私もどういう意図なのかわかりかねるのです。ここに東京都認証保育所等と出ているのですが、東京の認証の場合は、職員配置以外は認可と全く同じですので、それをわざわざダウンサイジングして規制を緩和といいますか、質を下げる必要はないと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

順番に行きます。駒崎委員、話の流れで一言何かありますか。

○駒崎弘樹委員 今、山口委員におっしゃっていただいた件に関して簡単に補足します。

東京都認証保育所や、あるいは横浜保育室等の準認可保育所が今後どうなるかという

ここで、かなり現場の方々には心配されていらっしゃると思います。その中で、大型園に関しては比較的スムーズに認可保育園に移行できる場所もある部分はあるのですが、例えば30人定員、40人定員というところはどうすればいいかというところで、一つは19人以下にさせて、ダウンサイズして、小規模認可のスキームで包摂していくということはあると思うのですが、それでも中間的な部分、例えば40人定員ですとか、それよりちょっと多いぐらいのところはどうしたらいいだろうというような声があったりしたので、例えばそういうところが施設のどうしても難しいようであれば、2つに区分して、小規模保育を組み合わせることで何とか公的な保育のスキームの中に入れ込めるようなことができれば、全ての既存の保育所がちゃんと公的なスキームに包摂されるのではないかなというアイデアです。

もちろん、それが単純な基準引き下げになってしまっただけではいけないと思うのですが、しかし、せっかく新しい制度をつくっても、さらに認可外をつくってしまっただけで、そこにある種のブラックボックスのような形になって事故を誘発してしまうようなことになってしまっただけではいけないので、なるべく多くの事業者がきちんと新しい公的な保育のスキームの中に包み込まれるというような形になっていけばいいのではないかなという一意見です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

山口委員、では一言。

○山口洋委員 駒崎委員の御趣旨は理解できましたが、私ども日本こども育成協議会は事業者の半数ぐらいが認証保育所であるとか、横浜市の保育室を運営しております。そういった中で、こういったダウンサイジングしてまでというような意見をおっしゃっている方は誰もおりませんので、つけ加えておきます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、順番に佐藤委員からどうぞ。

○佐藤秀樹委員 この小規模保育事業については、心待ちにしている方たちがたくさんいると思うのです。ですから、そういう意味では、この認可基準等については早めに検討は当然わかるのですが、6ページにある職員数、資格要件のところ、対応案でA型（分園型）は1・2歳児が6：1または3：1とあります。もしこれを3：1に伸ばしたとすれば、19人で直接処遇する保育士が7人ということになるのです。当然ですが、この仕組みであれば、直接子どもたちに対応する人だけではなくて、子どもが安心して育つためには、それ以外の人も配置されていくべきだと思うのです。それを考えれば、配置基準は6：1ではなく、小規模保育については5：1あるいは4：1という検討も可能ではないかという気がするのです。現行の基準だけを持ってくると、もしかすると20人の認可の保育所よりも配置基準が高くなってしまおうという可能性もある。この辺の整理をしなければ、この2つの考え方、現行の6：1と0歳児の3：1ということだけではない検討も必要なのではないかと考えます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、坂本委員、お願いします。

○坂本秀美委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

私どもの協会は、前身が全国ベビーシッター協会ということで、居宅訪問型を中心に事業をしてきましたが、事業者のほとんどは、例えば事業所内保育所であるとか、認可外保育施設、また東京都の認証保育所、あるいは認可保育所も経営しております。

私もその一人として、東京都の認証保育所あるいは事業所内保育所、認可外保育施設というところを経営いたしております。そうした中で、小規模保育事業に対して、最初に清原委員におっしゃっていただきましたように、3つの類型に分けていただき、このB型というような形をつくっていただいたこと、これは本当に現実的だなと思ひまして、大変ありがたい制度だと思ひました。

その上で、論点で何点か書いていただいておりますところに対して、意見を順番に申し上げていきたいと思ひます。

まず1点目、職員については、基本的には本当に保育所と同じく保育士、これがいいのだろうと思っておりますが、現状、本当に保育士不足などのさまざまな理由によって、保育士確保が困難であることを鑑みても、2分の1以上の保育士は必ず必要としていただきたいと思っております。

その保育補助というところにおいては、無資格の人たちに対しては市町村等のきちんとした研修を行った者での対応を、少なくともしていただきたいと思っております。

保育者の人数というところに関しましては、これは保育所と全く同じでいいと思っておりますが、プラスして、施設長を別にするのか、もう一名の別の保育士を置くという形をとるのかというようなところは必ず必要ではないかと思っております。

あと、保育室の面積基準につきましても、0・1歳児は3.3m²という意味で同じくと申し上げておきたいと思ひます。

給食についても、私どもも、やはり自園調理が基本だと思っております。しかしながら、保育士が調理のために抜けるというのはよろしくないと思っておりますので、さらにそこには専任の者をつけていきたいと思っておりますし、そこに対しては助成をいただければと思っております。

小規模保育において、やはり行政区等との連携が非常に重要だと思っております。まず一つは、園医さんの問題、嘱託医の問題もあるかと思っておりますし、栄養士を小規模保育所に配置することが実際にできるのかというような問題もあるかと思っております。そうしたところで、やはり連携の保育園等と行政のほうできちんと整理していただければありがたいと思っております。

利用者の中には、自分の住居の近くだけではなくて、やはりさまざまな、働いている場所等の近くで利用している方もいらっしゃると思うので広い範囲で見えていただけるような形をとっていただきたいかなと思っております。

最後に、連携というところでは、私達は0、1、2歳児を卒園させて近隣の施設に行か

せたいと思っております。ここの連携、あるいは先ほど園児要録というような言葉がありましたけれども、そうしたものも行政のほうであわせてきちんと整えていただけるようにお願いしたいと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木道子委員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の鈴木と申します。

資料の6ページのC型（グループ型）にある家庭的保育者に関連して、また駒崎委員からの

提出資料2番、保育者にもとめる資格は、保育士を基本としつつも、多様な主体が参画できるように工夫すべきこと。幼稚園教諭や子育て経験者など、多様なバックグラウンドを持つ人々が一定の基準に基づいたしっかりとした研修を受けた上でとありますが、この「一定の基準に基づいたしっかりとした研修」について少し整理してお話ししていきたいと思っております。

平成22年度に改正児童福祉法に家庭的保育事業が位置づけられました。そのとき定められた実施基準で、研修に関しては、全ての家庭的保育者と補助者に義務づけられている基礎研修と、保育士資格を持たない人が保育士と同等の知識と技術を得るために受講が必要な認定研修の2つがあります。

前者については、家庭的保育を始めるに当たって必要な家庭的保育に特化した知識を得るとともに、子育て期などに1回退職をして、そして保育現場を離れた人が復帰することもあるので、保育の最新の情報を更新するという意味からも、非常に有効な研修になっていて、私達の団体でもこの研修を実施していますが、大変好評を得ております。

もう一つの認定研修ですが、保育士の資格を持たない人を家庭的保育者の有資格者としてみなすための研修であって、この研修は40時間の座学と48時間の保育所実習が必要となっています。また、幼稚園教諭や看護師の資格や家庭的保育での1年以上の経験がない人に対しては、さらに20日間の認定保育園への保育所実習が必要になっています。

このように厳しい内容ですので、地方自治体からはこの研修を実施するのは非常に難しいという声が聞こえていて、実際に自治体で実施できているところは少ないですし、私たちの団体でも難しく、認定研修は行っておりません。保育士と同等の知識と技術とを身につけるのであれば、保育士養成校で行っていただくのが筋だと思っております。

なぜこのようにハードルが高いのかといいますと、家庭的保育は3人制で、定員が3人とか5人とか少ない人数ではありますが、一つの保育所を運営するのと同じような能力が必要になるからです。私も31年間経験してきましたけれども、高い保育力が求められ、管理や運営に対する能力、突発的な判断力、責任力、そういったものが全て必要とされる保育になっています。ですから、この認定研修ではなく保育士の国家資格を取って入ってくる方もいらっしゃるほどです。

本来、保育士の資格を持っている人がやるべき仕事であるのに、なぜ保育士の資格を持っていない人が家庭的保育をできるのかというところが私たちが疑問に思っているところです。それだけに認定研修は厳しくあるべきだと考えています。

先ほど委員から質の低下につながるようなことはしないでほしいと言う意見がありましたが、私どももそのように思って研修事業を行っているところです。

資格を持たない人を家庭的保育で有資格者として認めるという認定研修もありますけれども、一方では、家庭的保育者の補助者として働けるので、まずは補助者としての経験を積みながら、保育士と同等の知識や技術を身につけて、そして家庭的保育に入ってくるという方もおられます。

ですから、いろんな方がおられますけれども、認定の研修について少し皆様に知っていただきたいと思ひまして、お話しさせていただきました。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで、お二人で限らせていただくということで、今村委員から。

○今村定臣委員 このことではないですけれども、議事進行についてお願いいたします。

当初、部会長のほうから時間配分についてお話がございました。私の場合、特に「(4)地域子ども・子育て支援事業について」、少しお話をしなければいけないと思って出席させていただいたのですけれども、次の予定もございませし、また複数の会議の重要性について、優先順位を考えて出席しておるといふこともございませ。恐らく、またもう12時ということなので、多分打ち切りなのか、あるいは延長するのかわかりませけれども、そのところの議事進行について十分御配慮いただきたいと思っております。

○無藤隆部会長 申しわけございませ。できる限り時間の中では思っておりますけれども、今日については少し延長させていただいて、特に関係のある委員について御発言をお願いしたいと思っております。済みませ。

では、吉田委員お願いします。

○吉田大樹委員 2点だけお話しさせていただきます。

一つは、連携施設のところですけれども、卒園後の受け入れ先をどう確保するかというところで、親の立場からすると、ちょうど2人目、3人目が生まれるころに子どもが卒業、卒園していくという形になっていきますので、私もちょうど上の子が卒園すると同時に下の子も産まれて、そして2人とも待機児童になっていったという事情がありますので、そういうことを考えると、そこをいかに担保して確保していくかというのをは力を入れてほしいというところが1点です。

事故の情報についてですけれども、駒崎委員からも情報開示の義務というところで書いてありますが、もちろん、ちゃんとリスクを最小限に小さくするというのは当然考えなければいけない話で、そこを親側に情報をしっかりと提示していくところはちゃんとやってほしいと思ひます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

ということで、今村委員にお答えする形で既に申し上げましたけれども、今、12時でございますけれども、多少、時間の延長をお認めいただきたいと思います。

残り、議題が2つございますけれども、確認制度と地域子ども・子育て支援事業ですが、あわせて説明させていただくのと、特にそこについて御専門、関係の委員。

では、資料4「地域子ども・子育て支援事業について」から説明させていただいて、十分質疑、討議できる時間はありませんので、とりわけ関係の委員について最小限御発言ということでさせていただきたいと思います。

まず事務局からお願いします。

○黒田秀郎少子化対策企画室長 それでは、資料4「地域子ども・子育て支援事業について」という資料に則しまして簡単に御説明させていただきます。

1 ページ、事業の概要で①～⑬まで、これは子ども・子育て支援法という法律が昨年8月に成立しておりますが、その中でこの法律に基づく事業として13個の事業が法定で、限定列举で書かれているということでございます。

そのうち、これは前回の御説明とも重複いたしますが、②～⑪までは現在も児童福祉体系等々に基づいて行われている事業、①と⑫と⑬の3事業については、今回、新設をされる事業という形になっています。

以下、それぞれの事業につきまして、まず現状と課題を書いた資料を①～⑬まで書いており、後ろの⑫と⑬につきましては、主に公定価格の議論、あるいは施設の給付等々の関係がございますので、次回以降に送らせていただくという体裁になっております。

以下、各事業について、もう概要につきましては、前回ごく簡単にお話しをさせていただきましたので、今後検討課題になると思われる点を資料に添えさせていただいておりますので、そちらについて説明申し上げます。

5 ページ「① 利用者支援（新規）」でございます。

これは法案修正の中で盛り込まれたものでございまして、この仕組みの施設、事業等々の利用に際して、利用者の身近な場所で情報提供、利用に係る調整等を行っていただくという事業でございまして、新設の事業でございます。自治体の先行する取り組みもございまして、これを全国ベースの事業として展開していくことが求められているということでございます。

待機児童対策の文脈で語られることも多くございますが、この事業は全国共通の事業としての法定でございますので、待機児童がいる自治体でも、それ以外の自治体でも実施していただきたいと考えています。

課題につきまして7ページ「(4) 主な検討課題と考え方」というところがございますが、何分、この事業は新しい事業でございますので、コンセプトから決めていかなければいけないということで、「①事業内容の範囲」について、まず合意をとっていく必要があるだろうということでございます。

法律に書かれておりますのは、◎にあります1)、2)、3)といった状況でございますけれども、ここでよく言われますのは、具体的な施設、事業に対する利用の当て込みだけではなくて、その前段階でいろんな相談を受けるということがその後の調整にも円滑に機能するというところでございますし、今あるものだけではなくて、これからのものを見出してつくっていくという要請もあろうかと思っておりますので、そういったことも課題であろうと思っております。

また、実施場所については、既に相談機能を有している地域子育て拠点などで行っているケースもありますし、区役所、市役所等々で行っているケースもございます。多様な形態を認めるという前提でこういった場所についても相談のしやすさ等々の配慮もございしますので、こういった点も課題だろうと思っております。

また、担い手といたしまして、どういう人的な要件を求めるのか。特に、この事業につきましては研修等々が重要だと思っておりますので、その要件についてもあわせて検討していきたいと思っております。

11ページ「② 地域子育て支援拠点事業」でございます。

この事業は、いわゆる保育に欠けないお子さんも親子で集まって、そこで知り合って、人の輪をつくり、情報共有をし、子育ての相談機能もあり、ステップアップをして、人材養成の機能もというような身近な場所というコンセプトでございまして、育休中の御家庭にもお使いいただくような前広な事業でございます。

この事業は、いわゆる保育に欠けない御家庭に対して、何がこの仕組みのメリットですかというときに一番わかりやすい形態だとも思いますし、この事業はNPOの方々にも手掛けていただいているケースもあれば、保育所の先生方、幼稚園の先生方にも手がけていただいている事業でございます。

この事業につきましては、13ページ、順調に箇所数は伸びてきておりまして、ただ、これはできれば中学校区に1カ所ぐらい、全国1万カ所というのが国の目標値でございます。もうひと押しということでございますし、この仕組みが教育、保育、子育て支援だといいますと、幅広い先生方に手掛けていただけるような工夫もあわせてしていきたいと考えています。

15ページ「③ 妊婦健康診査について」でございます。

妊婦健診につきましては、根拠法は母子保健法でございます。この事業につきましては、公費負担のあり方につきまして、従来は交付税措置で5回分、それに都道府県側の基金を造成していただきまして、プラス9回、合計14回という形になっておりまして、その措置が補正予算対応ということで恒久化の検討をいたしました。

恒久化につきましては、17ページです。補正予算での対応から地方財政措置を前提とした恒常的な仕組みに移行するというようになっておりまして、そのような措置が今年度から講じられているということでございます。

課題でございますけれども、16ページ、望ましい基準の設定をこれからするという事

が法律に盛り込まれておりますので、そういった点についてもこれから検討していかなければならないということでございます。

21ページ「④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」。

これは出産直後の御家庭の訪問事業でございます、いわゆる虐待の未然予防といった意味合いもありますし、地域の中でお生まれになったお子さんをお迎えするという意味でも非常に重要な事業でございます。

22ページ、（6）のところに課題を幾つか書かせていただいておりますので、御参照ください。

23ページ「⑤ 養育支援訪問事業」でございます。

④のこんにちは赤ちゃんが1回目の訪問だいたしますと、その中で特にニーズの高いサポートが必要な御家庭について訪問を行うのがこの事業でございます。

課題については、24ページの（6）のところにとりあえず挙げさせていただいております。

25ページ「⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」。

これはいわゆる要保護児童対策地域協議会の機能強化の取り組みでございます、この部分につきましてもプラスアルファの支えとしては有効に機能していると考えております。

30ページ「⑥ 子育て短期支援事業」でございます。

御家庭の事情で一時的にある程度まとまった時間の預かりが必要な御家庭を支えるためのソフトの事業でございます。児童養護施設等々で実施していただいているケースもありますし、それ以外の施設で行っているケースもございます。

これらについての課題につきましては32ページ、（8）に幾つか挙げさせていただいているところでございます。

35ページ「⑦ ファミリー・サポート・センター事業」でございます。

これは法定された施設事業の間を支え、それから地域の支え合いを恒常的な仕組みとして応援するためのソフトの事業でございます。ボランティアの仕組みというものを前提に置きながら、それをコーディネートする機能等々をつくり、地域の子育て力を高め、それを調整する機能をつくっていくことでございます。

課題につきましては37ページ、（8）に幾つか記載しております。これは大都市部でかなり取り組みが進んでおりますが、一定規模以下の自治体になかなか取り組む際のハードルがあるというような話もいただいております。取り組みを広げていただくための工夫をしていきたいと思っております。

39ページ「⑧ 一時預かり事業」でございます。

これも保育に欠けない御家庭をその都度利用ではありますけれども、支えるための預かりの機能を法定化して、児童福祉法に根拠のある事業でございます。現在は保育所で行っている形態、地域子育て支援拠点のような相談機能のある場所に人が集まって、その方に対して預かりを提供するというような形態もありまして、複数の類型で認められており

ます。

この仕組みになる上での主な課題については、42ページ、（8）というところに書かせていただいておりますが、潜在的な需要はあると言われながらも、なかなかそこまでの利用に実際にはなっていないというお話がありますので、この必要度の精査も必要でしょうし、また、この事業自体が余り知られていないということもありますので、情報提供のやり方、利用手続等々の透明化。法案を出す前の議論でもございましたけれども、こちらの仕組みに参画いただける幼稚園の先生方の預かり保育というものが、本体の施設の運営費がこちらの仕組みから提供されるようになるのであれば、その園に対する預かり保育もこの事業の一類型として位置づけていくということも考えられるのではないかと。この部分については丁寧な議論が必要だと考えております。

45ページ「⑨ 延長保育事業」でございます。

これは現行の保育所の通常の開所時間というものに対するプラスアルファの部分を支えるための事業でございます。児童育成事業の一環として現在は実施しております。

46ページ、（8）に課題が付しておりますので、後ほど御参照ください。

「⑩ 病児・病後児保育事業」でございます。

この事業につきましては、お話に出ておりますように、事業類型として複数の類型をつくっております。実施箇所数も伸びてまいりましたが、必要度が高いというお話もあり、それと実際の取り組んでいただいている箇所数の間にはまだ差があるという状況でございます。

49ページ、50ページにかけまして、基盤整備事業の規制、手続等々に関する記載がございます。

50ページの（6）質の確保の仕組みとして、人員配置、実施場所、医療機関との連携体制等々に関する記載がございます。

52ページ、（8）主な課題でございます。量的な拡大、まだ必要だと言われている箇所数と現在との間に差がございますが、そういった取り扱いをどう考えていくのか。どうしても利用者の数が変動するので、安定的な財政支援の仕組みというものも必要ではないかということ、これまでも数々御指摘をいただいているところでございます。

また、利用手続の問題。それから、自治体の規模が小さい場合に、広域的に事業を実施したいというお話もございます。こういった場合に、どのような実務上の工夫ができるのかという点も検討課題であろうかと思っております。

54ページ「⑪ 放課後児童クラブ」でございます。

こちらにつきましては、現行の事業の資料を添えておりますが、今回の子ども・子育て関連三法の中で児童福祉法を改正し、基準をつくるという話がございます。こちらは、現在、社会保障審議会児童部会の下に専門委員会を設けて検討を始めているところでございまして、節目で御報告を申し上げます。

簡単ではございますが、以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

ここで一度切って、皆様方から御意見を受けたいと思いますが、直接関係する委員がいらっしゃっているので、その発言を優先したいと思います。

とはいえ、いろいろ御意見あると思うので、次回以降、発言の機会を設けることも考えておりますし、また、文書でお出しいただくことも重ねてお願いします。

それでは、まず、今村委員からお願いします。

○今村定臣委員 では、改めまして、日本医師会を代表して参りました。

この地域子ども・子育て支援事業というのは、地域での取り組みが非常に大事ということと言うまでもありません。特に今御説明がありましたように、費用負担についても、国と地方というのがどちらも出す、財源、費用の負担をするということになって、中央省庁の構成の中で総務省が入っていないというのが大いに違和感があります。この点について、責任のある回答をいただけるのかどうかということについて危惧いたします。

非常に多岐な事業にわたっておりまして、詳細な検討が必要なものがたくさんございます。この点についても、そういったような意味で総務省の参画をお願いしたいと思います。ごく一部について、私から御意見を申し上げたいと思います。

例えば妊婦健診の事業でございますけれども、これが2回から5回、5回から14回と階数がふえていったということについては、大いに評価をいたします。厚労省を中心とした御努力に敬意を表します。

ところで、実際にこうやって見ますと、一般財源化をするということが言われておりますけれども、これまでも非常に地域の格差があったということが問題になっております。実際には、市区町村との交渉をしなければいけないということで、現場の担当役員というのは非常に苦労しているということで、このことでまた市区町村との無用の負担がふえてくるのではないかと懸念しております。

また、例えばこれも細かなこととなりますけれども、妊婦健診の内容について申し上げれば、現実には、超音波断層での診断というのは毎回やっておるのですけれども、この中では4回しか認められていないということがございます。これについては、見直しの必要があるのではないかと考えております。

また、このいろんな費用というのが大体診療報酬をもとに算定されておると理解しておりますけれども、現在、次年度に向かっての診療報酬の改定が行われております。とすれば、この算定根拠についても、診療報酬の改定に基づいて、もう一度検討する必要があるのではないかと考えております。

養育支援ですけれども、これは子育ての支援の中でも非常に重要な部分だろうと思っております。そのために、妊婦健診に引き続きまして、新生児あるいは乳幼児健診の必要性というのを大いに小児科の先生などからもおっしゃられておりますし、妊婦健診に引き続いての新生児、乳幼児健診の充実というものを求めたいと思っております。

また、里帰り出産への対応が今ここにも書かれておりますけれども、受診券あるいは補

助券というものが地域ごとに決定されるということで、でき得れば全国共通に使用できるというような制度を設けていただければ大変ありがたいと思っております。

また、子ども虐待について申し上げれば、当局も非常に努力なさっているということは承知しております。特に虐待死の年齢分布を見てみますと、0歳児なかんずく出産したその日の実母による虐待死の事例が非常に多いということがわかっておりまして、この原因といたしまして、望まない妊娠等々が言われております。妊娠時からの対応が非常に重要だと認識しております。

そういったような意味で、産婦人科における妊婦さんへの丁寧な対応が求められております。特定妊婦というものを抽出しながら、その方々を要保護児童対策地域協議会との連携のもとに対応していく。そういったような意味で要保護児童対策地域協議会への産婦人科医の参画というのが非常に重要だろうと思っております。当局の方も恐らく十分に認識しておられると思いますので、地域行政への働きかけというのを行っていただきたいと思っております。

こういったようなことで、非常にこれまでの幼保に係る議論と地域支援の事業というのとはかなり異なった視点に立つ議論が必要なのではないかと思いますので、こういったようなひとくくりの会議でいいのかどうかということを含めて、もう一度当局への対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

質問がございましたら、それは後でお願いしたいと思います。

では、松田委員。

○松田妙子代理人 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会から参りました松田です。地域で子育て支援をずっとやっています。

今回は、新規の利用支援のところ、支援拠点のこと、一時預かりのを中心にお話しさせていただきたいと思っております。

まず、利用者支援という部分が新制度に法案修正で追加されたというところで、全ての家庭というところでは本当に大きな一歩だったと感じております。感謝しております。ただ、利用者支援というところで今までの経過の中では、どうしても待機児童の多い市町村における保育コンシェルジュのイメージがとても強く先行していたと思うのですけれども、待機児童のあるところだけに必要な事業ではないというところを私たちからも御提案したいと思っております。

今回、そういう意味では、松戸市のコーディネーターの事例というのが載っておりますので、こういったところを丁寧に検討していただきたいと思います。それはないところになぜ必要かという、やはり転入とか転居とか、パートナーシップであったり、就労支援の第一歩のところであったり、家庭の困りごとなどというのを拠点でも受けておりますけれども、そこを一步踏み込んで、地域の中で資源を提供していく、情報を提供していくという

ところ、そこは当事者の人たちからのニーズに対応するというだけでなく、その人たちも本人たちも認識していない背景をくみ取っていくとか、地域全体の状況を把握して、必要な資源を見極めたり、ないときはつくる。発掘であるとか、開発とか、そういうところも含めた利用者支援のイメージというところを今後つくっていただけたらいいと思います。

3月末までに基準をとということで伺っておりますので、そこまでにしっかり私たちからも情報提供しながら基準出しができていくといいなと感じます。特に開発の部分などは、私たちもそうですけれども、地域の身近なところで感じてきたことを提案して資源をつかってきたという実感があります。例えば世田谷区で言えば、私は世田谷区ですが、産後ケアの部分を訪問であるとか産後ケアセンターであるとかというところで、利用者や当事者の声を聞きながら、行政の方と共同しながら事業をつくってきてもらったという実感もありますので、そういった視点で利用者支援が今後市町村の中に設置されていくことをぜひ後押しするようにしていただけたらと思います。

第2点の地域子育て支援拠点事業についてですが、これは先日から、一般型と強化型と整理されています。11ページです。機能強化というところを今後はふやしていくということになっていくのかなと思うのですけれども、まだまだ市町村の方たちにもわかりにくいというところで、基本事業の4事業をしっかりやるということ。5日型にしていくということであれば、その事業をどこまでやっていくのかということと、基本の土台のところですので、それを踏まえた上でどう利用支援とつなげていくかがすごく大事になっていくかなと感じます。

また、こういった事業に関しては、市町村の中だけではなくて、研修を都道府県にきっちりかかわっていただきたいと思います。なかなか小さい地域ですと、実践者同士で事例の検討であるとか、実践に基づいた質の向上みたいなのがなかなか難しい地域もあります。その地域は、都道府県ぐらいの広い範囲でしっかりつながっていく、ネットワークしていくことが大事だと思います。なかなか予算の配分で都道府県がかかりにくい状況が今も続いておりますけれども、ぜひその仕組みをお願いしたいと思っています。

また、それに付随して、一時預かりのところについてお話しさせてください。42ページに検討課題というところが出ています。一時預かりに関しては、新システムのときは、たしか給付のほうに入っていて、かなり権利性の強いものだったと記憶しております。そのときも地域のほうではかなり期待をし、とても心強く思っていましたので、地域の子育て支援事業のほうに入った経緯もあるとは思うのですけれども、しっかりとその部分をニーズが掘り起こせるようなことがあればきちんと市町村も取り組んでくださると思いますので、今後のニーズ調査のところも一時預かりの部分が低く出ないようにというところがすごく心配です。

また、2日ぐらいの就労であるとか、社会参加とか、そういった部分に関しては、一時預かりのニーズがとても高いというところと、その先のステップアップという意味でも、

一時預かりの充実はすごく大事だと思いますので、地域の身近な場所で行われるという部分も含めて、ぜひ基準が市町村で展開しにくくならないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、今、もう一度手を挙げてください。6人の方ですね。

○山口洋委員 時間もありませんので、簡潔に申し上げます。社保審の中に放課後児童クラブの基準に関する専門委員会というのが設置されましたが、本来、この13事業に関しましては、当委員会で検討するということであつたと思うのですが、どうしてこういった別委員会ができたのかということをお伺いしたいと思います。

確かに先ほど今村先生御指摘のように、専門的な知見を持って議論しなければならない事項もたくさんあるかと思ひます。ただ、それは理解できるのですが、この専門委員会と当委員会とのすみ分けはどうなっているのかという1点だけお伺いしたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 それは後でお答えいただきます。

では、坂本委員、どうぞ。

○坂本秀美委員 ありがとうございます。私からは2点です。

まず、⑧の一時預かり事業についてということですが、保育所型の一時預かりのと同時に、小規模保育所も対象となるのかどうか、ぜひとも入れていただきたいと思ひているのが1点でございます。

⑩の病児・病後児保育のところに関しまして、訪問保育型ですが多分ここは保育提供者個人を市区町村が把握するというのは大変かと思ひますので、事業者に委託となるかと思ひます。このとき、利用者側が選択できるようにぜひとも事業者を複数選定するようにしていただきたいと思ひております。

以上、2点でした。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

吉原委員、どうぞ。

○吉原健委員 吉原でございます。

手短かに2点。今回、利用者支援が新たに事業として盛り込まれたというのは大変意味のあることだろうと思ひています。そうした中で、実施場所というのが身近な場所等と抽象的な例示があるわけですがけれども、例えばこれまでも地域の児童館が現実に幅広くさまざまな子育て支援に関する情報提供、助言等を行っている実態がありますので、こうした状況を明記する方向で検討していただきたいというのが1点です。

2点目、地域との関係機関間との連携、連絡調整というのがこれまで以上に重要になってくるであろうと思ひます。こうした際に、同様に児童館の地域での中核的な機能の活用を図って、体系的にネットワークを整備、強化していくことも図っていくべきであると思ひております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、稲見委員。

○稲見誠委員 全国病児保育協議会の稲見です。

53ページに病児対応・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型と書いてあります。今、東京みたいに人口が多くて、病児保育の利用者が多い施設は何とかできているのですが、過疎地、地方の施設が大変運営が困難になっています。この補助金も2段階で、基本的なものと、あとは出来高制になっていますけれども、地方ではかなり厳しい状況で、今、全国病児保育協議会の74%ぐらいが赤字で運営されているということです。

私のところは東京で、私のところは赤字になっていないのです。うちは年間1,800人ぐらいの利用者がいますけれども、普通の田舎は300人とか400人ぐらいのところが多いのです。そうすると、とても補助金ではやっていけないので、そういう過疎地にも、これは子育て支援のセーフティネットですから、過疎地だからないというわけにはいかない。ですから、そういう過疎地でも運営できるような補助金のシステムをつくっていただきたいというのが一つ。

もう一つは、体調不良児対応型とここに書いてありますけれども、これは先ほど私が言ったように、保育園で保護者が来るまで、ちょっと隔離して預かればいいのだから、これは特に病児・病後児保育に含めなくてもいいのではないかと考えています。

非施設型というのがあります。これは病気の子どもを1：1でお預かりするわけで、先ほど、認定こども園のほうでも1：2にしなければいけないということがあって、まして病気で機嫌が悪い子どもを1：1で預かるというのは大変リスクが高いと思うので、非施設型というのとは私としては疑問かなと考えております。

○無藤隆部会長 では、葛西委員、そして小室委員。

○葛西圭子委員 日本助産師会の葛西です。

2点お願いします。先ほど今村委員からもありましたけれども、妊婦健康診査につきましては、母子の関係が市町村に移行してかなり久しいわけですが、なかなか里帰りですとか、地域をまたがって継続しての妊娠、分娩、産褥となったときに、妊産婦にとっては必ずしも利用しやすい制度ではないと思うのです。

18ページの※印の2にもありますように、なかなか妊産婦にとってわかりやすい仕組みではないということと、また医療者側も非常に煩雑な手続があるといったことを調整いただきたいと思います。

2点目は、産後のケアです。こんにちは赤ちゃん事業ですとか、新生児訪問ですとかありますけれども、実際これは子育てに関することと重要な関連があると思いますけれども、母親にとっては母乳が成功するかどうかというのは非常に重要な関心事でして、加熱し過ぎなどところもありますけれども、なかなか産褥の入院が短くなっているという状況を踏まえると、母乳支援というのは非常に重要だと思っております。市区町村でかなり支援があ

って、例えば乳房ケアが無料であるとか、訪問、相談などもやっているということも出てはきておりますけれども、そういったものがもう少し幅広く受けられるような仕組みを考えていただければいいと思いますし、そのときに、これは乳房ケアというものの特殊性があるのですけれども、どうしても身体に触るといような行為を助産師が行って、波及的に悩みとか相談を話しやすい状況が非常に生じてくるということもあります。実際に、今回、震災においての福島、岩手、宮城でもそういった事業を行いましたけれども、非常にいろんな相談が寄せられたということも事例としてはございますので、ぜひ産後の産褥、入院後のケアにつきまして、子ども・子育てと関連した事業として進めていただきたいということでございます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

では、小室委員、どうぞ。

○小室淑恵委員 1点だけ申し上げます。利用者支援について、大変親として重要だと思っております。この支援を受けられる時期というのが非常に重要だと思っております、できれば、これが妊娠期から相談に乗れるというか、全ての方に相談に来れば受けられるではなくて、例えば母子手帳を渡されるタイミングでもいいと思うのですが、最初のタイミングが妊娠期でないとはほぼ意味がないと思っております。

というのも、会社に対して復帰の時期を決めるのが、大体妊娠5～6カ月ぐらいのときに申請をしますが、そのタイミングで自分はいつ復帰できるのか全くわからない状況、見込みもわからないし、どういう保育所があるのかの種類もわかっていないという状況だと、会社と話をすることができません。企業からの印象として、本人が復帰のことをよく考えていないと思われてしまうということがよく起きています。ですので、この知識、どういふところに預けて、どういう復帰の時期がいいのかというようなことをまず第一のタイミングとして妊娠期になくしてはならないということがあるので、この提供するタイミングについても何かしらの記載が必要ではないかと思っております。

これによって、もう一つは経営者としてですけれども、見込みがずれずに本人が復帰してくるといようなことも、女性が両立をしていく上で非常に有効かなと思っております。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

まだいろいろあろうとは思いますが、先ほど申し上げたようなことで、今日は大幅に時間を過ぎましたのでここまでにさせていただいて、いろいろ不足の点は文書等で補っていただきたいと思います。

また、確認制度まで行きたかったのですが、それは無理のようですので、それは次回にさせていただきます。事務局から、何か次回に関係して補足的なことはありますか。

○黒田秀郎少子化対策企画室長 簡単に事務局から2点だけ補足いたします。

先ほど今村先生から、総務省の参画についてお話がありましたが、この制度は地方財政、

国の財源を含めて社会保障・税一体改革の中で財源フレームを地方財政も含めて、総務省も含めて確定していますので、その前提で詳細を御議論いただいているということでございます。

また、放課後の関係は。

○杉上春彦育成環境課長 山口委員のほうから、放課後児童クラブがどのような経緯で社保審のほうで審議されることになったかという御質問がございました。

御承知のとおり、子ども・子育て関連3法の成立に基づきまして、児童福祉法の放課後児童クラブの条文が改正になっております。そういった経緯もありまして、前回、この基準検討部会の中でも、まずは社保審のほうで中心に議論させていただくというような御説明を申し上げたところでございます。

議論の経過については、また随時、冒頭、黒田のほうから御説明申し上げたとおり、こちらのほうにも御報告し、御議論いただきたいと思いますと思っております。児童福祉法の基準であること、またかなり技術的な問題もございますので、まずはそういう形にさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

本日、大幅に時間を過ぎて申しわけございませんでした。ここまでにさせていただきませんが、次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田浩志参事官 時間超過をしまして、大変申しわけございませんでした。

次回第3回の部会でございますが、7月25日9時半からということで予定をしています。時間の枠につきましては、改めて御相談をさせていただきたいと思っております。

○無藤隆部会長 ということでいろいろ盛りだくさんの会議ではありましたが、第2回子ども・子育て会議基準検討部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

～ 以上 ～